第2部 一般対策編

第1章 災害予防対策

第1項 市土保全施設整備計画

第1節	河川改修計画	① 河川改修
第2節	砂防、急傾斜地崩壊 防止対策、雪崩対策 事業	① 砂防事業② 急傾斜地崩壊防止対策事業③ 雪崩対策事業④ 総合的な土砂災害対策の推進
第3節	農地防災計画	
第4節	林地保全計画	① 山地治山事業 ② 保安林整備事業等
第5節	土地災害予防計画	① 災害の未然防止② 施行上の管理

第1項 市土保全施設整備計画

第1節 河川改修計画

県及び市が管理する河川の安全性の向上を図る。

●目指すべき目標

県及び市が管理する市内の未改修河川において、河川改修を実施する。

●各主体の取組みや役割

- ① 河川改修
 - 県及び市が管理する河川の安全性の向上を図る。

• 県及び市は、河川にかかる橋梁について維持管理を行うとともに、必要に応じて地震対策と橋梁補修(耐震補強)を行う。

県管理河川対策

- 集中豪雨による洪水、土石流等の災害防除のため、根尾川等の県管理河川について、緊急順位の高い河川から順次改良工事を実施していく。
- 河川の堤防の点検を継続し、安全性の向上を図る。
- 岐阜県河川情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速な対

応ができるように体制の整備に努める。

市管理河川対策

- 市が管理する小規模河川の洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と合わせて水系一貫した河川改修を推進する。
- 平常時から河川を巡視して、河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは、 直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水等に際して被害を最小限 に止めるため、堤防の維持、補修、護岸水制の修繕、堆積土砂の除去等を実 施する。

第1項 市土保全施設整備計画

第2節 砂防、急傾斜地崩壊防止対策、雪崩対策事業

土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する。

●目指すべき目標

土砂災害対策及び雪崩災害対策関連施設の整備を実施するとともに、市民への危険箇所の周 知を図り、防災意識を向上する。

●各主体の取組みや役割

- ① 砂防事業
 - 土石流危険渓流等について、砂防えん堤及び流路工等の事業の促進を図る。

行政

• 山崩れ、土石流による災害の激化を防ぎ、河床の安定を図るため、河川改修 と一体となって整備を要する渓流、土石流災害発生の可能性のある渓流など 土石流危険渓流について、国・県と協力し、砂防ダム及び流路工等の事業の 促進を図る。

※参考資料 「表. 土石流危険渓流地」

② 急傾斜地崩壊防止対策事業

○ 急傾斜地崩壊危険区域について、災害の未然防止を図るための対策を行う。

行政

- 急傾斜地崩壊危険箇所等について、崩壊を助長する行為の制限を行うととも に、防災措置の指示、改善等の命令を行い万全を期す。また、必要な箇所に ついては県と協力し防止工事を実施する。
- 危険箇所について防災パトロール等を強化し、災害の未然防止を図る。

※参考資料 「表. 急傾斜地崩壊危険箇所」

③ 雪崩対策事業

○ 豪雪地帯について、雪崩防止工事を実施する。

行政

• 豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定されている豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守る集落保護を目的として、必要な箇所については、県と協力し雪崩防止工事を実施する。

※参考資料 「表. 雪崩危険箇所」

「表. 豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯」

④ 総合的な土砂災害対策の推進

○ 市民に危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難体制について整備する。

市民

• 土砂災害危険箇所等を確認し、災害発生時において速やかに避難できるように準備する。

- 県及び市は、土砂災害(土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り)により市民等に 危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害 警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。
- 県は、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めるとともに、市は、土 石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所等を図示したハ ザードマップを作成し、市民に配布するとともに、危険箇所標識の設置等に より周知を図る。
- より周知を図る。

• 土砂災害警戒区域の指定があった場合は、当該区域ごとに情報の収集・伝達、 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難救助、その他警戒区域にお ける円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を定め住民に周知する。

要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設)に係る土砂災害対策

- 施設の名称、場所等を本計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。
- 県及び市は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂 災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。
- 土砂災害時に適切な対応ができるよう、社会福祉施設等の所有者等に対し、 防災行政無線や電話等により土砂災害警戒情報等の的確かつ迅速な伝達に努 める。

※参考資料 「図. 土砂災害危険区域」

「図 土砂災害(特別)警戒区域一覧」

第1項 市土保全施設整備計画

第3節 農地防災計画

災害の発生に際して、農地、農業施設の被害を最小限にくい止めるため、市、 県及びその他関係施設等の管理者は、施設整備等の予防対策を実施する。

●目指すべき目標

農地及び農業用施設の適正な管理、施設整備を行い、災害の発生を未然に防止する。

●市民・地域、事業者、行政の取組み

○ 農地及び農業用施設の適正な管理、施設整備を行う。

行政

- 農地及び農業用施設の施設管理者は、災害による被害を防止するため、施設の整備や適切な維持管理に努める。
- 市は、農業用ため池(災害防止用のダムを含む。)等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木等の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

第1項 市土保全施設整備計画

第4節 林地保全計画

森林が有する、水源かん養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を保全するため、山地治山事業や間伐の促進等に努める。

●目指すべき目標

山地治山事業や保有林整備事業等を促進し、災害から森林を守る。

●各主体の取組みや役割

① 山地治山事業

○ 復旧治山事業、予防治山事業、林道法面の緑化を実施する。

- 治山治水は防災上の要となることから、山腹崩壊地、侵食されたり異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行う。
- 地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は崩壊の危険がある 箇所、土石流の発生などのおそれがある山地災害危険箇所のうち緊急なもの について予防治山事業を行う。

• 林道開設による法面は、早期に緑化する。

※参考資料 「表. 山腹崩壊危険地区」

② 保安林整備事業等

○ 保安林の働きを十分発揮させるために適切な森林施業を実施し、森林を健全な状態に保つように努める。

事業者

民有林について、計画的に間伐を行うように努める。

行政

- 適切な森林施業が実施されていない不健全な森林を「要整備森林」に指定し、 適切な森林施業を森林所有者に促し、解消に努める。
- 民有林における間伐の促進に努める。

第1項 市土保全施設整備計画

第5節 土地災害予防計画

分譲宅地、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土砂採取事業等に伴う災害の発生を防止する。

●目指すべき目標

事業者等に対して指導及び管理を行うことで、災害の未然防止を考慮して事業が実施されるようにする。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 災害の未然防止
 - 災害を予防するため、事業者等に対し事業の適切な実施について指導を行う。

事業者

• 災害の未然防止のための指導を踏まえ、事業の適切な実施に努める。

行政

• 土地開発による市土の乱開発等を未然に防止し、災害を予防するため、事業 者等に対し事業の適切な実施について指導に努める。

② 施行上の管理

土地開発業者が行う土地開発事業の管理にかかる指導等を行い、災害の未然防止に努める。

事業者

• 必要な措置についての指示を守り、災害の未然防止に努める。

行政

• 土地開発事業に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、必要な措置を取ることを指示し、災害の未然防止に努める。

第2項 建築物予防計画

第1節 建築物予防計画

- ① 建築物の災害予防及び応急対策
- ② 建築物の不燃化対策
- ③ 特殊建築物災害予防
- ④ 防災上重要な施設等の防災体制等
- ⑤ 災害危険区域の指定

第2項 建築物予防計画

第1節 建築物予防計画

建築物の災害予防対策を実施する。

●目指すべき目標

建築物の災害予防及び応急対策について、市民等に知識、技術の普及徹底を図るとともに、 市内の建築物について災害予防対策を実施する。

●各主体の取組みや役割

- ① 建築物の災害予防及び応急対策
 - 建築物の災害予防及び応急対策について、知識、技術の普及徹底を図る。

市民

• 広報や出前講座等で、建築物の災害予防及び応急対策についての知識、技術について学び、必要に応じて実践する。

事業者

• 出前講座等で、建築物の災害予防及び応急対策についての知識、技術について で学び、事業での適用を図る。

行政

- 建築に関連した事業に従事する職員及び業者あるいは市民等に対する建築物の災害予防及び応急対策について、関係機関の協力を得ながら、広報や出前 講座等において、知識、技術の普及徹底を図る。
- 都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及するよう関係機関と連携する。
- 既存建築物の保全対策として、市民に対し火災、台風等に対する既存建築物 の維持補修や補強の方法等を普及する。

② 建築物の不燃化対策

○ 防火、準防火地域の指定、密集住宅市街地等の不燃化推進、消火活動困難地域の解消、延 焼遮断地帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備等の災害防止事業を実施する。

地域

- 建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある地域において、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として、火災の延焼の防止を図る。
- 老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあるため、建築物の不燃化を実施する。
- 木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として、火災の延焼の防止を図る。

行政

- 建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域及び建築基準法第22条に規定する区域の指定を検討し、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。
- 老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど、防災上危険な状況にあるため、建築物の不燃化を推進する。
- 市街地の不燃化事業、土地区画整理事業等により、道路・空き地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。
- 広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空き地等の確保により、火災の 延焼防止を図る。
- 消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように消防水利・防火水槽等を整備する。
- 火災時に効果的な消防活動が可能となるよう、消防活動路の確保について検討する。
- 公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円 滑な実施を図る。

③ 特殊建築物災害予防

○ 特殊建築物において、管理者の保全義務の実践や防災診断を実施する。

施設 管理者

- 公民館、学校、病院、社会福祉施設をはじめ、不特定多数の者が利用する観光施設等の特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入り口、非常口、避難設備等の整備保全に努める。
- 消防法により防火管理者を置かなければならない施設にあっては、防火管理者を選任し、その任務を明確にしておく。
- 気象警報等の情報の把握、初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の 組織及び方法等防火に関する計画を樹立し、万全を期す。
- 県、関係機関と協力し、特殊建築物について一定期間ごとに建築士による防 災診断を行い、その結果に基づいて必要な指示、指導をする。
- 建築基準法第 12 条に規定する定期報告制度に基づいて、建築物や昇降機など の定期的な調査を実施し、県へ報告する。
- 災害時における活動の拠点となる病院、学校、不特定多数の者が利用する施 設管理者等の防災上重要な施設の管理者は、防災対策の万全を期すとともに、

防災設備の整備に努める。

行政

• 耐震改修促進法6条に規定する特定建築物のうち、対象となる3号建築物(学校、病院、ホテル等)の耐震化について、県と連携し、所有者及び管理者に 啓発を行う。

④ 防災上重要な施設等の防災体制等

○ 防災上重要な施設等の管理者による防災体制の整備や、避難に重要な道路沿いに立つ建築 物の耐震性の確保を行う。

地域

• 避難場所への避難路や緊急輸送道路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、受入れ及び救護の支障とならないよう、必要に応じて改修を行う。

行政

• 災害時における活動の拠点となる市役所本庁舎において、防災対策の万全を 期すとともに、防災設備の整備に努める。

⑤ 災害危険区域の指定

○ 災害危険区域を指定し、建築に関する制限を行う。

行政

• がけ崩れ等による危険が著しい区域について、県と協議し、必要に応じその 区域を災害危険区域に指定し、建築に関する制限を行う。

第3項 災害防除に関する予防計画

第1節	水害予防計画	① 河川等の氾濫危険箇所の把握、周知② 河川等氾濫の防止施設の整備の推進③ 水防資機材の整備の推進④ 警戒体制の確立⑤ 道路施設対策
第2節	火災予防計画	① 消防力の強化② 消防職団員等に対する教育訓練③ 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底④ 市民に対する火災予防の徹底
第3節	林野火災予防計画	① 防火思想の普及② 林野の所有(管理者)等の管理上の指導③ 火災警報発令時の措置④ 林野火災対策用資機材の整備⑤ 監視の徹底
第4節	雪害予防計画	 雪害に強いまちづくり 災害応急体制の整備 防災知識の普及・啓発等
第5節	危険物等保安計画	① 危険物② 高圧ガス③ 火薬類④ 毒物及び劇物

第3項 災害防除に関する予防計画

第1節 水害予防計画

水害への予防対策を推進する。

●目指すべき目標

危険箇所の把握及び市民への周知を徹底するとともに、水防資機材の整備や警戒体制の確立 等を推進することによって、水害への予防対策を向上させる。

●各主体の取組みや役割

- ① 河川等の氾濫危険箇所の把握、周知
 - 河川等の形状・地盤高に応じた浸水危険性、避難路上の障害物等、指定避難所等について 把握する。

市民

- 行政からの情報を基に、河川等の形状・地盤高に応じた浸水危険性、避難路 上の障害物等、洪水災害に対して指定された指定緊急避難場所等について把 握する。
- 河川の氾濫の危険な箇所について、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの 開示に努める。
- 市は、県管理河川における、水害の危険性が高い地区の情報(水害危険情報 図等)、危機管理型水位計や河川監視カメラ及び避難判断の参考となる水位の 情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の 降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。
- 関係機関と協力して河川等の災害危険性等に関する状況の把握に努め、その 結果を必要に応じて関係地域の住民に周知する。その際、河川近傍や浸水深 の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する ことに努める。
- 洪水災害に対して安全性を有する緊急避難場所等を指定し、市民への周知に 努める。
- 県、市、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な 区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続 時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をと ること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発 を図るものとする。
- 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防 災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実 を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては避 難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供すること等を等して、受け手側が情報の意味を 直感的に理解できるように取り組みを推進する。
- 市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括センター・ケアマネージャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、

河川近傍や浸水深の大きい地域、家屋の倒壊等が想定される区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成、検討を行う。

- ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。
- 水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・ 軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを 目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、 地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な 関係者で、緊密な連携体制を構築するものとする。
- 市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップを作成し周知するものとする。

② 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

○ 河道の整備、治水施設等の整備を行う。

行政

- 家屋及び耕地への浸水、土砂流入等災害発生を防ぐため、河道拡幅、築堤、 河床堀削等による河道の整備、遊水池等の建設及び雨水排水の整備をはじめ とする治水施設等の整備を県に要請する。
- 既存の治水施設等についてはパトロールなどを行い、必要に応じて措置を講ずる。
- 治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中 豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治 水を促進する。

③ 水防資機材の整備の推進

○ 備蓄防災資機材の整備、点検補充及び水防倉庫の整備を行う。

地域

• 備蓄防災資機材を整備し、異常気象等災害発生のおそれがある場合、必要に 応じて資材等の現場配備を行う。

行政 ・ 平素から備蓄防災資機材の点検補充及び水防倉庫の整備に努め、異常気象等

災害発生のおそれがある場合、直ちに調達可能数量を調査把握し、必要に応じて資材等の現場配備を行う。

④ 警戒体制の確立

○ 災害の早期防止に努めるため、危険区域等を巡視し、防災に必要な措置を講ずる。

行政

• 気象台の予警報が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めたときは、災害の早期防止に努めるため、担当課及び消防団は必要に応じ危険区域等を巡視し、防災に必要な措置を講ずる。

⑤ 道路施設対策

○ 道路施設の状況把握を行い、緊急度に応じた防災対策を進める。

行政

• 道路施設については、防災点検等により状況把握を行うとともに、防災対策を必要とする施設については、緊急度に応じ防災対策を進める。

第3項 災害防除に関する予防計画

第2節 火災予防計画

火災に対する予防対策を推進する。

●目指すべき目標

消防職員や自主防災組織等に対する教育訓練の実施や市民への火災予防の徹底を図ることで、火災への予防対策を向上させる。

●各主体の取組みや役割

① 消防力の強化

○ 市民の安全確保ができるよう「災害に強い安全なまちづくり」を進めることとし、災害対策の拠点となる防災基盤の整備などを推進する。また、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に抑えるため、消防力の充実強化と消防団の活性化、救急救助業務の充実強化を図る。

消防体制の充実・強化

- 県と連携し、常備消防(消防本部・署)の行う消防体制の充実・強化を促進する。
- 消防団に関する市民意識の高揚、処遇の改善、消防団の施設・設備の改善等に留意し、消防団員の確保を図る。

• 春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、火災予防査察を行う。消防機関が消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

消防の広域化

• 消防の体制の整備及び確立に向け、「岐阜地域4市1町広域消防運営計画」を 踏まえ、消防の広域化を図る。

消防機械器具の増強

- 地域の実情にあわせて調整した消防車両について、「消防力の基準」により作成した年次計画のもと、車両更新を図るとともに、消防機械のうち、特に救急・救助資機材の整備に努め、総合消防力の強化を図る。また、本市は、狭あいな道路が多いため、主道の通行が塞がれた場合にも対応できるように、小型の緊急車両の配備も検討する。
- 計画的に消防用資機材の整備を推進する。
- 消防団用の施設・機器については、特に小型動力ポンプ積載車を主体として、 初期出動体制の機動力アップ及び大型車進入困難地域への防災を充実する。
- 同時多発火災に備え、消防機関は、化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプなどの諸施設の整備を検討する。

消防水利の増強

• 消防水利の給水能力や断水時の対応を考慮すると、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池等の自然水利をバランスよく配置する。また、「消防水利の基準」に基づく水利整備を第一目標とし、同時多発火災や大規模火災にも対応できる水利施設の整備増強を図る。

その他

• 消防出動路の整備として、路上工作物対策を行う。路上にみだりに在置、又は放置された物件の整理移動については、消防法第3条による屋外の措置命令等をもって措置する。また、消防出動路を阻害する工作物等(電柱、柱、出店等)については、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取り締まりを依頼する。その他、狭あい地域の消火活動上、支障となる物件については関係者と協議し、指導する。

※参考資料 「表.本巣市消防団組織図」 「表.火災予防査察項目」

② 消防職団員等に対する教育訓練

○ 市は、災害予防と防火活動等の万全を期すため、消防職団員等に対し専門的な知識、技術 の教養訓練に努める。

地域等

• 自主防災組織(自治会等)、女性防火クラブ、幼年(少年)消防クラブ等は、 災害予防と防火活動に取り組むため防災訓練等へ参加する。

事業者

• 企業等の自衛消防隊員は、市に要請して教育訓練を受ける。

行政

- 消防団幹部に対して必要な知識・技術の付与や適切な消防団運営等を修得させるため消防学校への派遣に努める。
- 自主防災組織(自治会等)、女性防火クラブ、幼年(少年)消防クラブ、その 他市民一丸となった総消防体制の確立を図るため、防災訓練等への参加を促 す。

消防 機関 • 消防職団員の初任教育、幹部教育等を実施するため、県の消防学校への派遣に努める。

③ 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

○ 学校、病院、雑居ビル等の防火管理体制の強化と、危険物施設及び高圧ガス施設等の防災 組織の確立を行う。

事業者

- 学校、病院等の多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第 8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、 消防用設備の点検及び整備等を行い、消防機関より出火の防止、初期消火体 制の強化等の指導を受ける。
- 雑居ビル等は、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう消防機関より指導を受けるとともに、発災時には事業所の共同防火管理体制がとれるように備える。
- 危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び各施設相互間の応援体制を確立する。
- 高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災関係機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられるため、危険物施設等管理者は消防機関より自主防災体制の確立を図るよう指導を受ける。

④ 市民に対する火災予防の徹底

○ 市民に対して、住宅防火対策及び火災予防についての啓発を行う。

市民

• 住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、住宅用防災機器の整備などを 行い、住宅防火意識を向上させる。

- 関係機関と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及啓発等を行う。
- 春季及び秋季の全国火災予防運動期間に、火災予防思想を普及するため、関係団体と協力し啓発活動を実施する。

第3項 災害防除に関する予防計画

第3節 林野火災予防計画

林野火災への予防対策を推進する。

●目指すべき目標

市民への防火思想の普及、林野所有者等への管理上の指導の徹底を図ることで、林野火災への予防対策を向上させる。

●各主体の取組みや役割

① 防火思想の普及

○ 林野火災を予防するため、防災思想の普及を行う。

学校

• 自然の保護、森林の保護育成等について、小、中、義学校児童・生徒等に対して林野火災予防を理解させるための教育を行う。

行政

- 防災行政無線、広報紙、回覧板等の広報を利用し、市民の注意を喚起する。
- 市は、県や森林組合等と協力し、山火事予防運動の各種啓発事業を強力に推進する。

※参考資料 「表. 林野火災特別地域指定地域」

② 林野の所有(管理者)等の管理上の指導

○ 林野を管理する上での、所有(管理者)等への指導内容を示す。

市民• 事業者

- 森林所有者は、造林にあたって下刈、枝打、除伐等の励行を図り、防火活動に資する。
- 火災発生の危険性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。

行政

- ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備するとともに、初期消火のため、簡易消火用具を配置する。
- 森林内の林道の整備と維持管理を図る。また、下刈を実施し、防火線の充実を図る。
- 火災発生の危険性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。
- キャンプ場等の人の集まるところに立看板を設置する。

③ 火災警報発令時の措置

○ 火災警報発令下における制限事項の周知徹底を図る。

- 市民に対し、消防法第22条第4項により火災警報発令下における制限事項の 周知徹底を図る。
- 消防法第23条に基づき、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、

喫煙の制限をする。

④ 林野火災対策用資機材の整備

○ 林野火災対策用資機材を整備する。

市民・ 事業者 等・

• 県、市及び森林の所有者等は、林野火災を含めた災害対策用資機材などの整備に努める。

⑤ 監視の徹底

○ 林野火災を防止するため、関係機関の監視を強化する。

行政

• 林野火災防止のため、林業普及指導員等の巡視及び監視の強化を図るととも に、火気の早期発見と早期通報に努める。

第3項 災害防除に関する予防計画

第4節 雪害予防計画

雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、市民 の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努める。

●目指すべき目標

排除雪知識の普及・啓発とともに、自治組織等での自主的な除雪の普及対策・除雪援助体制の整備に努め、地域の雪害への予防対策を向上させる。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 雪害に強いまちづくり
 - 冬季における交通の確保、除雪体制の整備、ライフライン施設等の機能の確保を行う。

市民• 地域等 一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯や母子家庭では、豪雪時の除雪活動が うまく進まないおそれがあるため、こうした世帯に対して、近隣住民、自治 会、ボランティア、民生委員・児童委員、警察官等が除雪を実施するなど、 除雪援助体制の整備を検討する。

行政

- 一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯や母子家庭等の世帯に対して、除雪の 費用援助を検討する。
- 市及び関係機関は、冬季における交通の確保を図る。
- 豪雪時の道路交通の確保を図り、除雪要員の確保や業者委託等除雪体制の整備に努める。

※参考資料 「表. 積雪寒冷特別路線箇所(県管理国道)」

② 災害応急体制の整備

○ 災害発生直前対策の整備・検討及び災害応急活動体制の整備を行う。

行政

- 雪崩が発生する危険のある場合などの避難情報や気象警報等を市民等に伝達 する体制について検証し、必要な措置を講じる。
- 積雪、融雪等に配慮した避難所・避難路の指定、避難計画の策定、要配慮者 の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など、避難誘導活動のための対策 を検討する。
- 雪害に関する警報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の 非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。
- 雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

③ 防災知識の普及・啓発等

○ 市民に対して、雪害予防における知識の普及・啓発を行う。

地域

• 各地区の自主組織等において自主的な除雪を行う。

行政

- 雪崩等に関する市民の早期避難に対し、対策を検討する。
- 各地区の自治会組織等による自主的な除雪の普及対策について検討するとと もに、除排雪に伴う事故(雪降ろし中の転落事故等)や屋根雪の落下等によ る人身事故の防止等の注意喚起を図る。

第3項 災害防除に関する予防計画

第5節 危険物等保安計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物及び劇薬についての保安計画を整備する。

●目指すべき目標

危険物等への保安計画を整備し、徹底することで、危険物施設等の安全性を保つ。

●各主体の取組みや役割

危険物

○ 市及び危険物施設の所有者等は、危険物による災害予防のための対策を行う。

事業者

• 危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、消防法に基づく安全確認のため の定期点検及び防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火剤の 備蓄等を行う。

行政

• 危険物による災害を最小限に止めるため、消防法に基づき立入検査等を行う。

※参考資料 「表. 立入検査項目」

② 高圧ガス

事業者

○ 高圧ガスによる災害を最小限に止めるため、各関係機関は様々な措置を行う。

• 岐阜県高圧ガス地域防災協議会は、高圧ガスの移動中の災害の発生又は拡大 の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具の 整備、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。

- 高圧ガス事業者は、次の取組により、自主保安体制を確立する。
 - 1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
 - 2) 応急措置等についての保安教育
 - 3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定
 - 4) 防災協定などによる地域応援体制の確立
 - 5) 防災訓練の実施等
- 高圧ガス販売事業者は、液化石油ガス消費設備の災害予防のため、次の措置を講ずる。
 - 1)一般家庭などの液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに地震対応型ガス機器の普及の促進
 - 2) 簡易ガス施設の貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置促進
 - 3) 災害発生時の緊急対応体制の整備

③ 火薬類

○ 火薬類による災害を最小限に止めるため、各関係機関は様々な措置を行う。

事業者等

• 火薬類施設管理者は、応急措置等についての保安教育、防災訓練の実施、災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策を行う。

④ 毒物及び劇物

○ 毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は様々な措置を行う。

事業者 等 • 毒物及び劇物取扱事業者は、事故時の通報体制の確立、転倒防止対策等施設の整備点検、事故拡大防止及び被災防止体制の確立、消火・吸着剤・化学処理剤等の整備、防災教育及び訓練の実施を行う。

〈本編 2-1〉 18

第4項 自発的な防災活動の促進

① 防災点検の実施 第1節 防災思想の普及 ② 災害発生時の行動マニュアルの作成・配布 ③ 防災教育 ④ 災害伝承 ① 地域住民の自主防災組織 第2節 自主防災組織の育成と ② 施設・事業所等の自主防災組織 強化 ③ 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ① ボランティア意識の啓発 第3節 ボランティア対策 ② ボランティアの組織化推進 ③ 災害救援ボランティアの登録 ④ ボランティア活動の推進 ① 事業所の取組み 第4節 企業防災の促進 ② 企業防災の促進のための取組み

第4項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

「自らが判断し安全を確保する」ことを基本に、市民の日常生活における地域や学校等、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた防災思想の啓発活動を通じて、防災意識の高揚を図る。

●目指すべき目標

家庭及び事業所等で定期的に防災点検が実施されるとともに、各世代等に応じた防災教育を 推進し、市民の防災意識を向上させる。

●各主体の取組みや役割

① 防災点検の実施

○ 毎月 28 日 (明治 24 年 10 月 28 日発生の濃尾地震にちなむ)は「岐阜県防災点検の日」となっており、個人、家庭、学校、事業所、地域等で防災点検を実施する。

市民

• 家の周りの地形や家具の固定の状況の確認、食料、飲料水、医薬品などの備蓄やブロック塀、防災用具の点検、避難場所、避難所の位置や避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認を行う。

地域

• 自主防災組織体制の確認、備蓄倉庫の点検、防災訓練の実施計画や実施成果の

確認、要配慮者の支援体制の確認、避難場所・避難所・避難路の点検等を行う。

事業者

• 事業所の周りの地形や事業所などの耐震性の点検、事業所の防災組織の整備状況や従業員の防災訓練・研修などへの参加状況の確認、保有する地震防災のための資機材の点検を行う。

学校等

• 学校等における耐震性の点検、教職員の体制や児童・生徒等への防災教育、防 災訓練の確認を行う。

行政

• 市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、市民等の点検を啓発する。

※参考資料 「表. 防災点検 10 カ条の例」

② 災害発生時の行動マニュアルの作成・配布

○ 災害発生から時間の経過に応じて、市民が的確に避難等の行動を行うことができるように、 具体的な行動マニュアルを作成し、市民に配布する。

市民

• 災害発生時の行動マニュアルに従って、安全な避難行動が取れるように、マニュアルの内容を理解するとともに、避難訓練等に積極的に参加する。

学校

• 教職員及び児童・生徒等が安全な避難行動がとれるように、学校防災マニュアルの作成・普及に努める。

行政

• 市民が災害発生時に的確な行動が取れるように、わかりやすい行動マニュアル を作成し、配布するとともに、行動マニュアルの普及に努める。

③ 防災教育

○ 災害に対する知識や災害予防のための取組み、災害発生時の心得などを習得するため、子 どもから高齢者までの各世代や職場等に応じた防災教育を行う。

地域

• 地域住民の防災知識の向上のため、自主防災組織が中心となって、防災セミナー等を開催する。

事業者

• 勤務中に災害が発生した場合に的確な対応や行動を行うことができるように、 従業員に対する防災教育を行う。

学校

• 災害に関する知識、災害発生時の心得等について、児童・生徒等の発達段階、 地域の実情等に応じた防災教育を行う。

行政

• 県、市及び防災関係機関等は相互に連携して、災害時に市民が「みんなの地域 はみんなで守る。」という意識の下に、自主的な行動がとれるよう必要な防災 教育を行う。

- 県、市、その他防災関係機関等は、迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、 それぞれ防災業務に従事する職員に対する教育を行う。
- 市内在住の外国人に対して、ことばのハンディ等の特殊事情を配慮し、(財) 岐阜県国際交流センターの協力を得て、講習会等の防災教育を行う。

※参考資料

「表, 防災教育の内容と方法」

「表. 防災業務従事者の教育内容」

④ 災害伝承

○ 過去に起こった大規模災害の教訓を学び、正しく後世に伝えていく。

市民

• 地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化等を積極的に学び、次世代に 伝えていく。

行政

- 市、防災関係機関は、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実 に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各 種資料を広く収集・整理して適切に保存し、広く一般に閲覧できるよう地図情 報その他の方法により公開に努めるとともに、市民が災害教訓を伝承する取組 みを支援する。
- 「地震断層観察館・体験館」の展示物や、災害に関する石碑やモニュメント等 の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

⑤ 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

行政

• 市は、「想定外の常態化」というべき自然災害の状況を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

第4項 自発的な防災活動の促進

第2節 自主防災組織の育成と強化

自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成 強化を推進する。

●目指すべき目標

全市において自主防災組織が設置されるとともに、各組織が消防団、警察、自主的な防災活

動団体等と連携して防災活動を展開する。

●各主体の取組みや役割

① 地域住民の自主防災組織

○ 地域の防災力を向上するため、自主防災組織を確立し、組織の中核を担うリーダーの育成 や関係団体とのネットワークを構築する。

- 地域住民による自主防災組織を設置する。
- 自主防災組織は防災計画を作成し、関係する団体や市民に対して周知をする。
- 自主防災組織の組織力の強化を図るため、防災リーダー研修会に参加する。

地域

- 自主防災組織の防災力を高めるため、関係する団体との防災ネットワークを構築する。
- 防災士の資格を積極的に取得し、防災についての知識及び技能を家庭・職場・ 地域等での減災及び防災力向上のための活動に役立てる。
- 市民に対して防災士の資格取得を積極的に支援し、その防災士の専門的知識を 生かした地域に密着した指導により、自治会等地区単位の自主防災組織の設立 と活動の充実を図る。
- 自主防災組織の各構成員の役割や活動内容等を明確にし、各自主防災組織が防 災計画を作成するよう、その具体的なモデル案を示すなどにより指導する。
- 地域に根ざした各種の団体(老人クラブ、女性団体等)に対して、その構成員 が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に 努めるよう指導する。
- 市民に対して自主防災組織の重要性の啓発に努める。
- 自治会等に1ヶ所程度、自主防災組織の活動の拠点となる施設を定め、その整備に努める。
- 国、県等の財政支援を活用しながら、自主防災活動に必要な資機材を整備する。

自主防災資機材の整備についての国、県等の財政支援

- 1)総務省消防庁:消防防災施設等整備費補助(自主防災組織活性化事業)
- 2) (財) 自治総合センター:コミュニティ助成(自主防災組織育成事業)
- 3) 県:市町村振興補助金
- 県、市及び県警察は連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防 団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進す る。
- 地域住民で構成される自主防災組織と女性防火クラブ、幼年(少年)消防クラブ等他の自主防災組織との連携強化を図る。

※参考資料

「図. 自主防災組織の組織編成例」

「表. 自主防災組織の平常時又は非常時の活動内容」

② 施設・事業所等の自主防災組織

○ 一定規模以上の施設、事業所等にあっては、消防法の規定に基づき、消防計画を定め、自 衛消防の組織を設置する。

事業者 等

• 施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員利用者等の安全 を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努める。

行政

• 施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導するとともに、地域の自主 防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携化を図る。

③ 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○ 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、自発的な防災活動を推進する。

市民•事業者

- 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区 における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、 高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努め る。
- 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として本巣市防災会議に提案するなど、行政と連携して防災活動を行う。

行政

- 本計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- 市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ 訓練」を実施するよう努めるものとする。

※参考資料 「表. 地区防災計画一覧」

第4項 自発的な防災活動の促進

第3節 ボランティア対策

ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速・円滑な活動を担保する。

●目指すべき目標

災害時及び災害後も長期間に渡りボランティアが活動できるような体制づくり、仕組みづく りを行う。

●各主体の取組みや役割

① ボランティア意識の啓発

○ 災害時におけるボランティアの必要性や役割など、市民のボランティア意識の啓発を行う。

市民

• 災害発生時にボランティアとして参加できるように、災害ボランティアの必要性に関する認識を高める。

行政

- ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社 本巣市支部並びに各種ボランティア団体との連携の下に、市民のボランティア の意識の啓発を行う。
- ボランティアの手引き及びポスターの作成、配布を行う。

② ボランティアの組織化推進

○ ボランティア活動に積極的な人材を発掘し、災害時に活動を展開するボランティア団体の 組織化を図る。

市民

• 災害時のボランティア活動に積極的な市民が中心となって、自主的なボランティア団体の組織化を進める。

行政

• 県、市、関係団体による連絡協議会において、ボランティアの自主性を尊重した組織化を支援する。

③ ボランティアの登録

○ 災害発生時にボランティアとして活動していただく方を登録し、迅速なボランティア活動 が行われるように受入体制を確立する。

災害ボランティアとして登録する。

災害ボランティア登録対象者

- 1) 18 歳以上で災害ボランティア活動が可能な者
- 2) 15 歳以上 18 歳未満で次の条件を満たす者
 - グループの活動であること
 - ・グループに20歳以上の指導者がいること
 - ・原則として県内の活動に限ること
- 3) 災害活動を希望するグループ又は団体

市社会 福祉 協議会

市民

• 災害ボランティアの登録受付を行い、登録状況を把握する。

- 市社会福祉協議会が行う迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にする ための受入体制づくりについて、指導・支援する。
- 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合又は災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合、県社会福祉協議会へ活動を要請する。

4 ボランティア活動の推進

○ ボランティアセンターやボランティアコーディネーターの設置、ボランティア活動の拠点 の確保などにより、ボランティア活動を推進する。

市社会 福祉 協議会

- ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入側と の連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。
- 災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの設置、育成、支援に努める。

ボランティアコーディネーターの活動内容

- 1) ボランティアと要配慮者との調整・連絡
- 2) ボランティア活動に関する助言・相談
- 3) ボランティアの発掘、登録、あっせん等

行政

- ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアコーディネーターの育成について支援する。
- 災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。
- 災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう災害対策本 部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。
- 市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り 組みを支援するものとする。
- 市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に務めるものとする。

第4項 自発的な防災活動の促進

第4節 企業防災の推進

事業所が、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とするための予防対策を行うことを促進する。

●目指すべき目標

各事業所において事業継続計画の策定・運用に取り組む。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 事業所の取組み

○ 事業所は、大規模災害発生時の企業の果たす役割を充分に認識し、事業継続計画の策定、 防災活動の推進、防災施策の実施への協力等に努める。

- 大規模災害発生時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。
- 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの 復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの 供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組 を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント (Business Continuity Management) の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

大規模災害発生時の企業の果たす役割

1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴雨などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩 防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り 組みが必要である。

3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

② 企業防災の促進のための取組み

○ 市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、企業の自主的な防災対策を促進してい くとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

行政

- 企業防災に役立つ情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画 (BCP) 策定支援及び事業継続マネジメント (BCM) 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- 市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を

事業者

図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行う。

• 市、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

企業防災の促進のための取組み

1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進

やハザードマップ等を積極的に公表する。

- a 普及啓発活動 企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に 啓発していく。
- b 情報の提供 企業が事業継続計画 (BCP) を策定するためには想定リスクを考える 必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定
- 2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・ 相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関す る各種支援について予め整理しておく。

事業者

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する 事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事 項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画 の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計 画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基 づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

① 防災組織の充実 第1節 防災体制の確立 ② 防災活動拠点網の整備 ③ 広域応援体制の確立 ④ 情報体制の確立 ⑤ 医療救護体制の整備 ⑥ 行政機関の業務継続体制の整備 ① 道路交通管理体制の整備 第2節 緊急輸送網の整備 ② 緊急通行車両の事前届出・確認 ③ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 ④ 緊急輸送道路啓開体制の整備 ① 総合防災訓練 第3節 防災訓練の実施 ② 個別訓練 ① 複合災害対策の実施 第4節 複合災害対策の実施

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節 防災体制の確立

迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、広域応援体制、情報体制、 医療救護体制等を整備する。

●目指すべき目標

地域、事業者、県等と協力し、災害応急活動体制の確立を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 防災組織の充実

○ 市の防災組織及び自主防災組織等の充実を図る。

地域

• 自主防災組織等は、災害発生時の役割分担などの体制をあらかじめ整えておく。

- 迅速で多重的な初動体制(市防災会議、市災害対策本部)の確立を図るとともに、関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。
- 災害時に必要な業務を継続又は早期に立ち上げられるように、業務継続計画の 策定に取組む。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するい。 とまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらなくなる事態 が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災 対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーシ ョンをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成す るよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよ う努める。

※参考資料 「本巣市防災会議条例」

② 防災活動拠点網の整備

○ 市の防災活動拠点を整備し、各防災拠点の連携を確保する。

地域

- 各防災拠点の有機的な連携を保つため、情報のネットワーク化を図る。
- 災害応急活動の中枢拠点を整備する。
- コミュニティ防災拠点(自治会等に1ヶ所程度)、地域防災拠点(小中義学校 区ごとに1ヶ所程度)等の整備に努める。
- 大規模災害発生時に迅速な災害対策活動を行うため、次の機能を有する広域 防災拠点施設を指定するよう努める。

広域防災拠点施設の機能

行政

1) 救助活動拠点

市外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け 入れるための拠点

2)物資配分活動拠点

市外から届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するた めの一時集積配分拠点

3) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、 応急供給体制の確保(バックアップ体制等)及び応急復旧体制(広域 応援体制等)の確保のための拠点

③ 広域応援体制の確立

- 大規模災害を想定した広域の応援体制を、多重的に整備する。
- 応援する場合は、自己完結型(寝食自給型)で行う。

行政

- 県外の市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。
- 消防活動時や災害発生時の応急措置に関し、県内相互応援体制を整備する。

※参考資料

「表. 緊急消防援助隊等野営可能箇所」

「表. 広域応援体制の確立」

「図. 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート」

④ 情報体制の確立

○ 迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能(情報

通信体制の多重化)の整備を行う。

地域

- 自主防災組織において、情報収集・伝達体制を確立する。
- 市等との連絡体制の確立に協力する。

事業者

- 携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等による情報収集に協力する。
- 防災行政無線、防災相互通信用無線局の整備に努める。
- 通信の途絶を回避するため、様々な通信手段の確保に努める。

その他诵信網

- 1)移動体通信(携帯電話・PHS等) 移動体通信のサービス未提供地域の解消にむけ、関係機関と連携を 図り、整備促進に努める。
- 2) アマチュア無線

(社)日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定、市と本巣市アマチュア無線クラブとの災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集・伝達を図る。

- 3) タクシー無線 東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線等による情報の収集を 図る。
- 岐阜地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の拡充に努める。
- 緊急発電設備等及び要員の緊急体制を多重的に整備する。
- 職員による多様な情報収集方法を確立する。

職員等による情報収集

- 1)職員の参集経路及びチェックポイントを予め定め、職員による参集途上での情報収集に努める。(それぞれ地図を携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。)
- 2) 防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に当らせる。
- 3)予め被災現場に赴き情報収集に当る職員を指定するとともに、自主防 災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、被災現場情報等の収集 に努める。(併せてバイク、モーター付き自転車等の配備も図る。)
- 4) 市域に甚大な被害が予想される場合、県や国に協力を要請し、ヘリコプターによる情報収集に努めるとともに、国土交通省などから派遣されるリエゾン(情報収集・提供を目的に市災害対策本部に派遣される情報連絡員)と情報共有を図り、必要な情報収集を行う。
- 自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立する。
- 道路被害情報通信システム及び画像情報収集・連絡システムの高度化に努める。

情報システムの高度化

- 1) 道路被害情報通信システム
 - ・道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。
 - ・道路管理者は、道路と車と人とを一体とした道路高度交通情報通信

システムの実現に向けて積極的に取組んでいく。

- 2) 画像情報収集・連絡システム
 - ・市は県と連携し、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、 防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム(J-ALER T)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグや災害情報共有システム (Lアラート)等画像情報収集・連絡システムの整備に努め、伝達 手段の多重化、多様化を図る。
 - ・市は県と連携し、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する 災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による 伝達手段の高度化に努める。

⑤ 医療救護体制の整備

○ 地震災害等医療救護計画の策定、効率的な医療を確保するための研修、災害医療の普及・ 啓発等を行い、医療救護体制を整備する。

市民

• 心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等についての理解を深め、知識や技術の習得に努める。

医療 関係者

- 医療関係者は、県の策定する地震災害等医療救護計画に協力する。
- 医療関係者は、市が設置する災害医療コーディネートチームに参加及び協力する。
- 医療関係者は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する 研修等に積極的に参加する。
- 医療救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下、県の策定する地震災害 等医療救護計画に協力する。
- 地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定める。
- 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、 災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、医師会、歯科医師会、 薬剤師会、看護士会等と連携し、災害医療コーディネートチームを設置する。
- 医療機関及び県と連携して研修等を実施し、積極的な参加を図る。
- 市、消防機関は、県及び日本赤十字本巣市支部と連携し、心肺蘇生法、応急手 当、トリアージの意義等に関し、市民への普及・啓発を行う。
- 市、県及び岐阜県赤十字血液センターは、医療品等の確保・管理体制の確立に 努める。

医療品等の確保

1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

- 2) 医療用血液の備蓄(岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、 献血促進
- 各課で担当者を定めて連絡調整会議等を行い、連携を深めた上で災害医療の普及啓発に努める。

※参考資料

- 「表. 救急体制状況」
- 「表. 地震災害等医療救護計画の内容」
- 「表. トリアージ選別基準」

⑥ 行政機関の業務継続体制の整備

○ 業務継続計画の策定に取組む等、業務継続性の確保を図る。

- 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、 災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事 前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計 画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。
- 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う こととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長 不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった 場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやす い多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優 先業務の整理について定めておくものとする。
- 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- 市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ(戸籍、住民基本 台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等)の分散保存の促進を図る。
- 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第2節 緊急輸送網の整備

災害時に緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送網の整備を図る。

●目指すべき目標

行政

- 災害時においても円滑な緊急輸送に対応できるような地域を目指す。
- ●各主体の取組みや役割

〈本編 2-1〉 32

① 道路交通管理体制の整備

○ 警察等関係機関と連携し、道路交通管理体制を整備する。

市民

• 災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見した場合、警察等関係機関に通報する。

ıhΣ

- 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努める。
- 災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。

行政

- 県、警察等関係機関に道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
- 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

② 緊急通行車両の事前届出・確認

○ 緊急通行車両等を事前に届けることにより、発災時の緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑 に進める。

事業者

• 運送業者等、市と協定を締結した緊急通行車両は事前に届出を行い、「緊急通 行車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という)の交付を受ける。

行政

- 災害時に緊急通行が必要とされる市が所有する車両や予め運送業者と協定を 締結した車両等の事前届出を行う。
- 事前届出があり、緊急通行車両としての要件が備わっていれば、届出済証を交付する。

※参考資料 「表. 緊急通行車両の事前届出」

③ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

○ 災害時における輸送に当たっては、市内の輸送経路のみならず市外からの物資等の輸送を 考慮し、県関係機関、近隣市町村、協力団体、警察署等と充分連絡し、輸送を行う。

事業者

• 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の確保に協力する。

- 災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の連絡 体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成する。
- 輸送施設として、緊急輸送道路、臨時ヘリポート等を指定する。
- 集積拠点として、救援物資等の備蓄・集積拠点、トラックターミナル、卸売市 場等を指定する。
- 市は、集積拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済

活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を組織する。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中 部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

- ※交通システムマネジメント: 道路の交通混雑が想定される箇所において実 効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持 する取組
- ※交通需要マネジメント:自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※参考資料 「表. 救援物資集積場所」

④ 緊急輸送道路啓開体制の整備

○ 災害発生後の道路における障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図る ため、緊急輸送道路啓開体制を整備する。

事業者

• 建設業者等は、緊急輸送道路啓開体制の整備に協力する。

行政

- 市内の建設業者、団体との間で予め協定を締結し体制を整備する。
- 自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第3節 防災訓練の実施

総合防災訓練をはじめ、想定した災害に基づく種々の個別訓練を実施する。

●目指すべき目標

防災訓練を通して、関係機関との連携強化や防災意識の向上を目指す。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 総合防災訓練
 - 総合防災訓練を年1回実施する。

地域 • 総合防災訓練に積極的に参加する。

事業者 • 総合防災訓練に積極的に参加する。

行政 • 各部門別応急対策機関と合同して、総合防災訓練を年1回実施する。

〈本編 2-1〉 34

11 474 47 6 4 6 5 7 4

- それぞれの地域において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう工夫する。またこの際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- 初動体制を確保するための動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練を実施する。

※参考資料 「表.総合防災訓練」

② 個別訓練

○ 各地区、施設において、図上訓練、実地訓練を行う。

市民

図上訓練や実地訓練に積極的に参加する。

地域・ 学校・ 事業者

- 市と連携して、様々な災害を想定した図上訓練、実地訓練を実施する。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

• 災害応急対策について図上訓練を実施し、課題を把握・共有する。

- 想定した災害に基づき、予警報の伝達及び通信訓練、災害防御訓練、災害応急 復旧訓練等の実地訓練を実施する。
- 地域や事業者、各施設が実施する防災訓練について助言、支援を行う。

行政

- 策定した地震災害等医療計画を基に、訓練を実施する。
- 救急法や心肺蘇生法、AED等の訓練受講や、感染症予防や消毒等に関する知識 や技術を深めるための研修会を行う。
- 土砂災害に対する警戒避難体制の整備を図るため、訓練を実施するほか、必要に応じて県と合同して訓練を実施する。

※参考資料 「表. 個別訓練」

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第4節 複合災害対策の実施

複合災害の発生可能性を認識し、事前対策を充実する。

●目指すべき目標

複合災害を想定した災害ごとの対応計画を定める。

●各主体の取組みや役割

① 複合災害対策の実施

○ 複合災害の発生可能性を認識し、事前対策を充実する。

- 複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう災害ごとの対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6項 民生安定のための備え

① 避難体制の整備 第1節 避難対策 ② 避難場所、避難所及び避難路の整備・周知 ③ 行政区域を越えた広域避難の調整 ① 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体 第2節 食料、飲料水、生活必需 制の整備 品、防災資機材の確保 ② 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制 の整備 ① 防疫体制の確立 第3節 防疫予防対策 ① 地域における要配慮者対策 第4節 要配慮者の安全確保 ② 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

第6項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

避難体制、避難場所、避難所及び避難路の整備・周知を図る。

●目指すべき目標

災害時に市民等が安全に避難できる地域を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 避難体制の整備

○ 避難計画の策定、避難誘導体制の整備を図る。

市民

• ハザードマップの理解に努める。

• 豪雨等により災害発生の危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見 し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難 するよう心掛ける。

地域

- 市と連携し、避難者の誘導体制を整備する。
- 避難情報の伝達体制を整備する。

学校等

- 各学校等においては、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。
- 病院、社会福祉施設など不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、防

- 災上重要な施設であることから、関係機関の指導・助言を得ながら避難誘導 に係る計画を作成する。
- 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なおこの際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。
- 避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら避難体制の確立に努める。
- 計画作成にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害 が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 不特定多数の者が出入りする施設や、防災上重要な施設等の管理者が避難誘導に係る計画を作成するに際して必要な指導、援助を行う。
- 避難者の誘導体制を整備する。
- 住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難 行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報など を記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。
- 避難情報の発令の実施要領の明確化を図るため、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等を具体的 に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- 避難情報発令の際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者・障がい者等の避難行動に時間を要する 避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の 居住者等の自主的な避難を促進するなど、避難支援を行う。
- 気象情報、避難情報等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動 に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。
- 市は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や 観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた 地図を付してデータベース化するものとする。

※参考資料 「表.避難計画の内容」

「表. 防災上重要な施設の管理者の留意事項」

「表. 避難誘導体制の整備」

② 避難場所、避難所及び避難路の整備・周知

○ 避難場所、避難所及び避難路をあらかじめ指定し、市民への周知を図る。

市民 ・ 避難場所・避難所・避難路等について、各家庭で確認する。

地域

- 避難場所、避難所及び避難路の選定・確保に協力する。
- 各種災害における条件を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの避難場所、避難 所を確認し、その所在、名称、概況、受入れ可能人員等の把握に努める。

事業者

- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則を従業員等に周知し、安否確認手段や滞在場所等をあらかじめ定めておく。
- 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するなど、帰宅困 難者対策を行う。
- 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、各種災害における条件や災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。
- 災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される場所を「指定緊急避難場所」、被災者が避難生活を送るための場所を「指定避難所」とし、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設 を検討しておくものとする。
- 市は、避難情報を発令する前に台風の接近が予想される際や、大雨により洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときは、事前に避難を希望する住民等を受け入れるための施設を自主避難所として開設する。
- 市は、避難情報を発令した際は、開設した避難所を、指定避難所へ移行することができる。

指定緊急避難場所の指定

行政

- 指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれの ない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生 時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能 等を有するものを指定するよう努める。
- 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力得て、近隣市町に設置するよう努める。

指定避難所の指定

• 指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定す

る。

- 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイ レ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立 った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施 設・設備の整備に努める。
- 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。
- 避難所の運営体制を確立するため、避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとし、普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前 に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため に、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。指定避難所の指定 や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が 発生することも想定した対策を検討する。

避難路及び避難先の指定

- 市民の理解と協力を得て、避難路を指定する。
- 避難場所、避難所の区分けを実施し、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にする。

避難場所、避難所区分け

- 1)避難場所、避難所の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断しての避難とならないように、これらを境界とすることもできる。
- 2) 各地区内の住居地からできるだけ均等の距離となるよう考慮する。
- 3) 避難人口は、夜間人口により算定するが、避難場所、避難所の収容力に余裕をもたせるよう配慮する。
- 案内板の設置、防災啓発パンフレット等の配布を通じて、避難場所、避難所等 の市民への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定 緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するお それのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきである ことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定 緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害におい ては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民 等への周知徹底に努める。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

• 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

浸水想定区域における避難確保のための措置

- 少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難 経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避 難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの、又は大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- 想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

帰宅困難者対策

- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安 否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞 在場所の確保等を推進する。
- 大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促したり するなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

避難情報の把握

• 市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを 踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構 築に努めるものとする。

※参考資料

- 「表. 自主避難所」
- 「表. 本巣市指定避難所」
- 「図. 避難所位置図」
- 「表. 本巣市指定緊急避難場所」
- 「表. 避難場所、避難所の指定と確保」
- 「表. 避難路の選定」
- 「表. 避難場所等の市民への周知」

③ 行政区域を越えた広域避難の調整

○ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携する。

- 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共 有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 県及び市は、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報 伝達体制の整備に努める。

行政

- 市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に 照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域 に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市 町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させ る必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものと する。
- 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第6項 民生安定のための備え

第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

各地区、施設、家庭において、発災後に必要な食料、飲料水、生活必需品、 防災資機材を確保する。

●目指すべき目標

災害時に食料等の調達が円滑に行える地域を目指す。

●各主体の取組みや役割

- ① 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備
 - 避難者(被災者)及び災害救助従事者のための食料、飲料水、生活必需品を確保する。

市民

• 各家庭において、平常時から食料、飲料水等の一人当たり7日分の備蓄に努める。

地域

• 自主防災組織において、食料、飲料水等の備蓄に努める。

事業者

- 各事業所において、帰宅困難者とならないように一定期間従業員を事業所等 内に留めておくことができるよう、平常時から食料、飲料水、生活必需品の 備蓄に努める。
- 生産者・販売業者及び輸送業者は、市と食料等の調達体制について十分に協議し、協定の締結に協力する。

学校

- 各学校等において、市の計画により提供される地域の食料、飲料水等の備蓄 の保管に努める。
- 市及び事業者と連携し、待機児童の食料、飲料水等を確保する。

• 被害想定に基づく必要数量等を把握し、食料等の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項についての計画を

- 計画に基づき、避難者及び災害救助従事者を対象とする食料、飲料水、生活 必需品の備蓄を行う。
- 避難所となる各小中義学校に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄品の充実・強化を図る。

行政

- ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方など乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発に努める。
- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

※参考資料

策定する。

- 「表. 備蓄に関する基本的事項」
- 「表.緊急時応急生活物資の品目」
- 「表. 食料及び給水用資機材の備蓄」
- 「表. 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備」
- 「表. 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備」
- 「表. 備蓄資材・食料等計画一覧表(避難所等)」

② 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

○ 避難所及び広域避難所において、一時的に受入れ・保護した避難者(被災者)のための災害救助用物資・資機材を確保する。

事業者

• 輸送業者は、災害救助用物資・資機材の輸送に関し市との協定の締結に協力する。

行政

- 被害想定及び各避難所・広域避難所の受入れ人員の計画値に基づく必要量を 把握し、災害救助用物資・資機材の備蓄計画を作成する。
- 計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。
- 避難所となる各小中義学校に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄品の充実・強化を 図る。
- 備蓄物資の拠出、仕分け、輸送方法等を予め計画しておく。
- 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

※参考資料 「表. 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備」

第6項 民生安定のための備え

第3節 防疫予防対策

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐため、防疫予防対策を行う。

- ●目指すべき目標
 - 災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐことのできる体制づくりを目指す。
- ●各主体の取組みや役割
- ① 防疫体制の確立
 - 災害時における防疫体制を確立する。

事業者

• 防疫用薬剤及び器具の備蓄について、調達体制の整備に協力する。

行政

- 県の防疫対策本部及び保健所と連携し、災害時における防疫体制を確立する。
- 防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。また、市内関係業者の協力を得て調達体制を整備する。
- 県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

※参考資料 「図. 災害時における防疫体制」

第6項 民生安定のための備え

第4節 要配慮者の安全確保

地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。

- ●目指すべき目標
 - 要配慮者の安全を確保できる地域を目指す。
- ●各主体の取組みや役割
- ① 地域における要配慮者対策
 - 地域における要配慮者の情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを、自主防災組織、民生 委員・児童委員、地域消防防災活動協力員、警察活動協力員、市民等の協力を得て進める。

市民

- 要配慮者の実態に合わせた災害に対する基礎的知識、家庭内における予防・ 安全対策、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるため、 講習会や防災訓練に参加する。
- 高齢者・重度障がい者のいる家庭は、過熱防止装置付きコンロ、電磁調理器、 自動消火器、火災警報機の設置に努める。
- 一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システム等を利用する。

地域

- 自主防災組織は、自治会、女性団体、民生委員・児童委員等と協力し、地区 ごとの介護を要する高齢者や障がい者等の人数及び災害時における介護体制 の有無について、十分な状況把握に努める。
- 地域の要配慮者の実態に合わせきめ細かな緊急連絡体制の整備を図る。
- 高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・ 調達体制を整備する。
- ホームヘルパーや民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等や防災知識の普及を推進する。
- 防災訓練を実施する際には、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、 情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、円滑 な避難誘導等が行えるよう支援体制の整備に努める。

- 関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。
- 家庭や地域が行う要配慮者対策を支援する。
- 要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- ボランティアの活用を図るため、その活動の支援策等に努める。

- 防災施設において、要配慮者自身の災害対応能力を考慮した、緊急通報、避 難誘導等の施設、設備等の導入、避難所、避難路等の防災施設の整備を図る。
- 外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

外国人対策

- 1) 避難路、避難所等への多言語化標識を推進する。
- 2) 災害時の通訳の確保等、外国人への支援システム、救急体制の整備に 努める。
- 3) 多言語による防災知識の普及活動を推進する。
- 市内に居住する外国人には、居住地の災害危険性や防災体制等について十分 に説明等を行うとともに、英語等の外国語のパンフレットの作成等による防 災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

避難行動要支援者対策

避難行動要支援者名簿

- 平常時より避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に 支援を要する者)に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難 支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- 避難支援等に携わる関係者として消防機関、県警察、民生委員・児童委員、 社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の一層の充実を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と避難行動要支援者名 簿を共有する場合、情報の提供を受ける機関は、「避難行動要支援者名簿の保 管にかかる同意書」を市に提出するものとし、個人情報の漏洩が発生しない ように十分なセキュリティ対策を講じる。

個別避難計画

- 市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成にあたっては、個別避難計画の作成について、避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。
- 市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難 支援等を実施する者や、避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉 関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を変更するほか、ハザ ードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、

適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合に おいても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め るものとする。

避難行動要支援者の移送

• 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

※参考資料

「表. 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施」

「表. 避難行動要支援者対策の取組方針」

② 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

○ 社会福祉施設・病院等における要配慮者の情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

地域

• 自主防災組織は、社会福祉施設、医療施設等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制づくりを行う。

• 社会福祉施設、医療施設等の管理者は、災害発生時における施設利用者の安全確保に係る組織体制の整備、施設・設備等の耐震性・安全性の向上及び緊急受入体制の整備に努める。

• 平常時よりボランティア受け入れ等に積極的に取組み、災害時のマンパワー 確保に努める。

事業老

- 本計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。
- 長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

行政

- 要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避 難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。
- 社会福祉施設、医療施設等の管理者等に対し、災害発生時における施設利用者の安全確保のための施設・設備等の耐震性・安全性の向上及び緊急受入体制の整備に努めるよう指導、支援する。
- 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定や避難訓練の実施を支援する。

※参考資料 「表. 要配慮者利用施設一覧」

第2章 災害応急対策

第1項 応急体制

① 応急活動体制 第1節 防災活動体制の整備 ② 職員の動員配備 ① 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法 第2節 災害応援要請 ② 自衛隊の災害派遣活動 ③ 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等 ④ 相互応援協定に基づく応援要請 ⑤ 市町村相互の応援要請 ⑥ 自主防災組織との協力体制 ⑦ 他機関に対する応援要請 ⑧ 国、県による応急措置の代行 ① 予報及び警報の収集・伝達 第3節 予報及び警報・災害 ② 被害情報等の収集・伝達 情報の収集・伝達 ① 情報管理体制の確立 第4節 通信の確保 ② 情報連絡手段の確保

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

災害の規模に応じた応急活動体制及び職員等の動員配備計画を整備する。

●目指すべき目標

防災活動体制を整備し、それを職員や消防団員等がきちんと把握する。

●各主体の取組みや役割

- ① 応急活動体制
 - 災害対策体制の確立及び本計画の整備を行う。

- 市域及び市域周辺に災害が発生、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ 的確に初動体制がとれるよう、防災活動体制の整備、災害対策本部の設置な ど災害対策体制を確立する。
- 体制等の特例(特別体制)として、市長(本部長)は、災害の種類、状況その他(鉄道事故、爆発事故等局地的に重大な事故が発生した場合等)により、

別に定める災害警戒本部体制により難いと認めるときは、特定の班に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

- 市民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害警戒本部体制(災害対策本部設置前の活動体制)を早急に確立して災害応急対策に着手する。なお本部は原則として本庁舎に設置する。
- 市域に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、必要があると認めるときは「本巣市災害対策本部条例」により、市長を本部長として、災害対策本部を設置し、災害の防御、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ強力に推進する。
- 市域内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、災害対策本 部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置するための警 戒本部体制をとる。
- 被災地が限定された災害である場合等災害の規模、程度等により必要がある と認めるときは、現地災害対策本部を設置し、現地における応急対策を実施 する。
- 保健班は保健活動マニュアルを作成し、マニュアルに則して応急対策を実施する。
- 被害状況の把握、応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、災害の特殊性に十分配慮のうえ、本計画の整備を行う。
- 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。
- 災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

※参考資料

- 「表. 災害体制の参集基準」
- 「表. 災害警戒本部体制」
- 「表. 災害対策本部の設置」
- 「表. 災害対策本部の業務の概要」
- 「表. 本巣市災害対策本部等の分掌事務」

② 職員の動員配備

○ 職員及び消防団員の動員体制及び系統機関相互間の応援体制等を整備する。

- 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員及び消防団員の動員体制 及び系統機関相互間の応援体制等を整備し、必要に応じて警察官等関係機関 職員の出動を要請する。
- 出動決定後は、保有する情報・連絡手段を活用し、速やかに関係職員に伝達 し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。
- 災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び情報収集・伝達体制等を確保するため、

職員の徒歩等による参集時間、参集ルートの事前確認実施など、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収伝達手段確保等について検討するもとする。

※参考資料

「表. 職員の動員の伝達系統及び方法」

「表. 職員の動員配備」

第1項 応急体制

第2節 災害応援要請

自衛隊、県内の市町村、自主防災組織、応援協定を締結している機関等との協力体制を整備する。

●目指すべき目標

災害発生時に迅速に対応できるよう、市と関係機関との協力体制を整備する。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法
 - 災害時には自衛隊の災害派遣要請を行う。
 - 自衛隊の派遣要請は、原則として市長が行う。
 - 市長又は代理者(市長不在時については副市長が、副市長不在時については 教育長)が、知事に自衛隊災害派遣要請をする場合、次の事項を明記した文 書を送達する。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等で行い、事後速やかに 文書を送達する。
 - 1) 災害の状況及び派遣要請を要請する理由
 - 2)派遣を希望する期間
 - 3)派遣を希望する区域及び活動内容
 - 4) その他参考となるべき事項(例えば、ヘリコプターによる患者輸送の場合には、付添搭乗者の氏名、職業、年齢等)
 - 市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊派遣要請先の駐屯地指令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知する。
 - 市長は、自衛隊災害派遣に係る任務が完了したと認めた場合には、知事及び 派遣部隊の長と協議して災害派遣部隊の撤収要請を行う。

「表. 自衛隊の災害派遣窓口」 ※参考資料

② 自衛隊の災害派遣活動

○ 災害派遣部隊は災害派遣時に様々な救助活動を行う。

災害時、被害情報の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助等の活動を行う。

市長、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等 の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに その旨を市長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令(災 害対策基本法第63条第3項)
- 他人の土地等の一時使用等(災害対策基本法第64条第8項)
- 現場の被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第8項)
- 市民等を応急措置の業務に従事させること(災害対策基本法第65条第 3項)

※参考資料 「表. 災害派遣部隊の活動内容」

③ 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

○ 市は、自衛隊と協議を行い、派遣部隊の受入体制を整備する。

市民・ 地域

自衛隊

派遣部隊の活動に積極的に協力する。

- 自衛隊との協議及び市民への協力要請等を行い、派遣部隊の受入体制を整備 する。
- 派遣部隊が災害救助作業又は復旧作業を実施するにあたり、部隊装備資材、 食料、燃料、衛生資材等を除き、市は、県及び関係公共機関とともに必要と する資器材を準備する。
- 必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行してい る材料、消耗品等を使用したときは、市は、原則として部隊撤収後において部 隊に変換又は代品弁償する。
- 使用資器材の準備については、現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、 できる限り事前に受入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使 用並びに派遣部隊が携帯する物品の使用及び改修等に関して所要の協議を行 う。
- 自衛隊が、災害応急対策又は災害復旧作業に要した経費は、原則として派遣 を受けた市が負担する。2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、 関係市町村が協議して定める。
- 自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられ

るので、地域ごとに発着場の適地を選定し、本計画に定めるとともに、陸上 自衛隊に通報しておく。

※参考資料 「表.派遣部隊の受入体制」 「表.市が負担する経費」

④ 相互応援協定に基づく応援要請

○ 県内外の市町村との相互応援協定、広域応援協定に基づいて応援を求める。

行政

• 市長は、県内外の市町村等との相互応援協定に基づき、当該市町村長に応援を求める。

※参考資料 「表. 相互応援協定の締結状況」

⑤ 市町村相互の応援要請

○ 応急措置を実施するにあたって必要な場合は、他の市町村への応援要請、県への応援要請 又はあっせんの要請を行う。

- 市長は、応急措置及び災害応急対策全般を実施するにあたり、必要があると認めるときは、県知事および他の市町村長に対し応援を求める。
- 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町村、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。なお県への要請は、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。
- 県は、市から要請があった場合は、他の都道府県や市町村に対し応援を求める。なお、応援を求めるべき適当な相手方が見つからない場合や不十分な場合など、地方公共団体間の応援要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国は県の求めに応じて、他の都道府県に対して応援を求める。

- 災害時の応急対策の万全を期するため、平素から隣接市町村や防災関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。
- 近隣市町村や防災関係機関との相互応援協定については、締結の促進と有効 活用を図るとともに、災害時の円滑な応援のため、相互の訓練等を通じて実 践に即した体制づくりを行う。
- 派遣要請が決定された場合は、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。なお受入体制の整備の指揮命令は、派遣を受けた市長が行う。
- 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

• 市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、 応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確 認の実施を徹底させるものとする。

公共団 体等 県、指定地方行政機関等の出先機関及び市域内を活動領域とする公共団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行う。

※参考資料 「表. 要請必要事項」

「表. 防災関係機関の連絡先」

⑥ 自主防災組織との協力体制

○ 市は、自主防災組織との協力体制を確立する。

地域• 行政 • 市と市域内の自主防災組織(企業等を含む)との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう、市は、自主防災組織の協力内容及び協力方法等について予め定めておくとともに、発災時に円滑な行動が取れるよう日常から関係者等に周知を図る。

※参考資料 「表. 自主防災組織との協力内容」

⑦ 他機関に対する応援要請

○ 市内外の機関と応援協定を締結し、災害応急対策への応援を要請する。

事業者 • 行<u>政</u>

• 市及び応援協定を締結している機関は、協力して災害応急対策を行う。

※参考資料 「表.応援協定締結機関」

⑧ 国、県による応急措置の代行

○ 市が、被災により全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、国や県に 応急措置の代行を委ねる。

- 市が被災により全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合に は、国や県に応急措置の代行を委ねる。
- 県は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を市に代わって行う。

• 国土交通省等は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急 輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他 人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び

現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を市に代わって行う。

第1項 応急体制

第3節 予報及び警報・災害情報の収集・伝達

予報及び警報、災害情報の収集・伝達の体制を整備する。

●目指すべき目標

災害発生時に情報を迅速に収集し、関係機関及び市民等にきちんと伝達することができる予 報及び警報、災害情報の対応体制を整備する。

●各主体の取組みや役割

- ① 予報及び警報等の収集・伝達
 - 予報及び警報(気象業務法第13条、第13条の2)、気象等情報、火災警報及び知事、市長 が行う通報、警告(以下「予警報等」という。)の発表及び伝達を行う。
 - ※1 予報及び警報とは、気象業務法第13条、第13条の2に基づく気象及び地象等の特別警報・警報・注意報・情報、洪水等に関する警報・注意報をいう。
 - ※2 気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。

事業者

- 放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに市民等に伝達する。
- 予報及び警報は、気象業務法に基づき岐阜地方気象台より市町村単位で発表 される。
- 総務班(退庁時にあっては宿日直者)は、予警報等が発表されているときは、 県本部、北方警察署等と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に 留意して、市地域の的確な気象状況の把握に努める。
 - 1) 伝達される警報等の区分 県本部 (防災課): 予警報等の情報の全文及びそれらの対策に係る指 示事項。
 - 2) 受信記録

予警報等の全文が伝達される場合の受信にあたっては、備え付けの警報等発受用紙(総務課及び宿直室に備付)によるものとする。

- 予警報等の伝達は、総務班(退庁時にあっては宿直室)が予警報取扱責任者 となって行う。
- 予警報等は、県防災行政無線電話等をもって市に通報されるが、予警報等取 扱責任者は、予警報を受領したときは直ちに市長及び副市長に連絡し、予警 報発令に伴う必要な措置を行うものとする。
- 市は、市民等に周知徹底の必要があると認めるときは、同報系防災行政無線 子局、広報車、自主防災組織の伝達組織により伝達する。特に、特別警報、 特別警報に準ずる気象現象の発生及び土砂災害警戒情報の伝達を受けた場合 は、これを直ちに防災行政無線、市ホームページ等により市民へ伝達する。 なお、警報時の周知徹底を図るため、報道機関等の協力を得て広報する必要

がある場合は、原則として県を通じて行う。

- 水防活動用警報、火災警報等の伝達について、市長は、県から通知を受けた とき、又は自ら地域的気象状況の判断によって、警報を発表し、又は解除し たときは、サイレン、消防信号等により市民への周知を図る。
- 岐阜地方気象台と県は、大雨警報(土砂災害)発表中において、土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要となった場合に、市長が避難情報発令の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、市民の自主避難の判断等に利用できるよう、共同して市町村単位で土砂災害警戒情報を発表するとともに、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

土砂災害警戒情報の利用に係る留意点

- 1) 個別の災害発生場所、時間、規模等を特定するものではない。
- 2)対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地滑り等は対象としない。

※参考資料

「表. 予警報等の種類及び内容」

「図. 予報及び警報の伝達系統」

「表. 予警報等の取扱い方法」

② 被害情報等の収集・伝達

○ 災害発生後、速やかに被害情報の収集・伝達を行う。

行政

- 「情報センター」を設置し、各班担当箇所及び市内全域から被害情報を収集する。
- 災害発生直後において、規模早期把握のために関係機関等より情報を収集し、 被害規模の把握を行う。また、一般被害情報等の収集・把握を行い、必要に 応じて県に連絡する。
- 概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、 情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を図る。

※参考資料 「表、被害情報の収集・把握」

「図.被害情報等の報告ルート」

「表. 総務省消防庁連絡先」

第1項 応急体制

第4節 通信の確保

情報管理体制の確立及び情報連絡手段の確保を行い、情報を収集・伝達する。

●目指すべき目標

災害発生時にきちんと機能する情報管理体制を確立し、情報連絡手段を確保する。

●各主体の取組みや役割

① 情報管理体制の確立

○ 効果的な災害情報の管理体制を確立する。

行政

- 災害時の市の通信連絡系統として、防災行政無線を基幹的な通信系統とする。
- 防災活動用の電話(災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む) は、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化したり、不要不 急の問い合わせが入らないようにする等の措置を講ずる。

② 情報連絡手段の確保

○ 防災行政無線網等を活用し、重要情報の収集・伝達を優先的かつ迅速に行う。

事業者

- タクシー・トラック等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供や、応急対策活動時の情報収集・伝達等に有効であるため、災害時の業務用無線の活用について市と十分検討協議を行う。
- 市は、タクシー・トラック等の業務用無線の利用について、事業者に対して 予め災害時における協力の要請をしておく。
- 県、市及び防災関係機関は、情報連絡手段として予め整備している専用無線 通信の確保に努める。
- 市は、災害情報の収集・伝達のための中核施設として設置している防災行政 無線網を確保し、重要情報の収集・伝達を優先的かつ迅速に行うため、以下 の措置をとる。

行以。 防災関 係機関

- 1)回線統制:全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。
- 2)割込み及び強制切断:任意の回線に割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。
- 県、市及び防災関係機関は、災害時における予警報等の伝達、必要な通知、 要請、警告等を迅速に行うため、電話もしくは電報施設を優先利用する。
- 通常の通信ができないとき又は困難なときは、他機関が設置する専用電話を 使用するなどして、通信の確保を図る。専用電話を利用できる施設としては、 警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、

鉄道・軌道電話、電気事業電話がある。

- 各防災関係機関は、情報の収集・伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。
- 防災関係機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になった ときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信 を使用(非常通信)するなどして必要な通信を確保する。

※参考資料 「表. 電話・電報施設の優先利用」「表. 防災関係機関の無線通信の利用」

第2項 緊急活動

第1節 発災直前の減災対策 	
第2節 避難対策	① 要避難の把握・判断② 避難情報の発令③ 警戒区域の設定④ 巡視及び警戒態勢⑤ 避難の誘導等⑥ 避難所の開設、運営⑦ 行政区域を越えた広域避難等
第3節消防対策	① 招く集・出動計画等 ② 出火、延焼の防止 ③ 危険物施設における災害拡大防止措置 ④ 負傷者等の救出及び救急
第4節 水防対策	① 水防体制の確立 ② 河川出水・浸水被害の拡大防止
第5節 大規模土砂災害対策	
第6節 雪害対策	
第7節 警備対策	
第8節 緊急輸送・交通規制 対策	① 緊急輸送の実施及び緊急輸送手段の確保② 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保③ 交通規制の実施④ 緊急通行車両の確認等⑤ 発見者の通報と運転者の措置⑥ 道路啓開⑦ ヘリコプター離着陸場等の確保
第9節 医療救護体制の整備	 緊急医療の実施 医薬品・医療用資器材等の調達 傷病者等の搬送 医療救護活動状況の把握 保健活動とメンタルケア
第 10 節 遺体の捜索、取り扱 い及び埋・火葬	 遺体の捜索 遺体の取り扱い 遺体の埋・火葬
第 11 節 ライフライン施設 の応急対策	① 上下水道施設応急復旧体制 ② 電力施設応急復旧体制 ③ ガス施設応急復旧体制 ④ 電気通信設備応急復旧体制 ⑤ 危険物等取扱施設の応急対策 ⑥ 鉄道施設の応急対策
第 12 節 公共施設等の応急 対策	① 社会公共施設の応急対策 ② 河川砂防及び治山施設等の応急対策

第2項 緊急活動

第1節 発災直前の減災対策

タイムラインの考え方を盛り込んだ災害応急活動を行う。

●目指すべき目標

数日前から予測可能である災害について、「タイムライン」を活用することにより、効果的な減災対策を行う。

●各主体の取組みや役割

○ タイムラインの考え方を盛り込んだ災害応急活動を行う。

行政

• 台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能であ り、事前にどれだけ準備対策を実施できるかが発災時の減災に大きく影響す る。そのため、市は、県が示すガイドラインに準拠し、台風接近等の発災直 前の対策を実施する。

第2項 緊急活動

第2節 避難対策

要避難の把握・判断から避難所の設置・運営までの避難対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生時に迅速かつ安全に避難することができるよう、災害発生後の各段階における避難 対策を整備する。

●各主体の取組みや役割

- ① 要避難の把握・判断
 - 避難を要する地域の実態の早期把握を行い、避難対策の必要性を判断する。

市民等

- 豪雨等により災害発生の危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見 し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って指定緊急避難 場所等に自主的に避難するよう心掛ける。
- 状況によっては、浸水で倒壊のおそれがない自宅等の2階以上や、崖に面していない側の部屋に留まる。

行政

• 市長は、避難措置実施の第一次責任者として、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるとともに、迅速かつ確実な避難対策に着手する。

- 市は洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、 水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な 避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等については、 氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断し たものについて、同様に具体的な避難情報の発令基準の策定することとする。
- 地域の実態把握及び避難対策については、警察、県及び自衛隊等の協力を求める。
- 必要に応じて、避難情報の対象地域、判断時期等について、指定地方行政機 関及び県に助言を求める。
- 発生した災害の状況により、避難対策の要否を判断する。
- 河川等の出水により浸水等の被害が生じると予想される地域では、市民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他関係機関は、警報発表以降警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、市民の避難活動を補完する。
- 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- 土砂災害の危険性が高い地域、及び土砂災害緊急情報に示された地域等において避難が想定されるが、市・消防本部その他関係機関は、警戒活動により 状況を把握し、地域の実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と 併せて必要な対策を講じる。

② 避難情報の発令

○ 市は、市民及び関係機関に対して、避難情報を発令する。

市民等

- 避難情報が発令された場合は、迅速に避難行動に移る。
- 安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊危険ゾーンに存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると判断する場合は、浸水で倒壊のおそれがない自宅等の2階以上や崖に面していない側の部屋に留まることができる。

- 市長は、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き 又はその準備を指示する。
- 避難情報の発令は、危険が切迫する前に充分な余裕を持って行うものとし、 ハザードマップあるいは降水量、河川の水位等を目安とする。
- 市は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等

やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- 市は、避難情報の発令の際には、避難場所を開設することが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。
- 危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極 的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」が発令されたタイミングで避難するよう、市民に周知する。
- 市民及び関係機関へ避難情報の周知を徹底する。
- 関係機関相互の通知及び連絡を徹底する。
- 避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。避難情報の伝達方法は次による。

防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール、電話、災害情報 共有システム(Lアラート)

※参考資料

- 「表. 避難情報の発令基準」
- 「表. 避難情報の発令権者及び時期」
- 「表. 避難情報の区分」
- 「表. 市民及び関係機関への伝達方法、内容」
- 「表. 関係機関相互の通知及び連絡」

③ 警戒区域の設定

○ 警戒区域の設定を行い、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

市民等

• 警戒区域に設定された地域の住民等は、迅速にその内容に従う。

- 市長は警戒区域(災害対策基本法第63条関係)の設定を行う。なお、法律に 定める特別の場合は、市長以外の者が実施することができる。
- 災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、 又はその区域から退去を命ずる。
- 警戒区域の設定は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。
- 設定した警戒区域でどのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であり、

立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意する。

• 警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

※参考資料

「表. 警戒区域の設定権者」 「表. 警戒区域の設定」

④ 巡視及び警戒態勢

○ 土砂災害危険箇所の巡視及び警戒態勢に万全を期する。

- 気象庁より大雨注意報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時 収集し、土砂災害危険箇所の巡視及び警戒態勢に万全を期する。
- 総務部長は、情報収集のための巡視を命じるとともに、交替要員等の確保等 必要な体制を確立する。
- 特に土石流危険渓流については、その発生時刻について雨の強度とかなり相関があること、また、時間雨量30mm程度から災害発生例が急に増加していることが経験的に知られていることから、降雨の動向に最も注目し、警戒員の配置、雨量計類の設置その他必要な措置を講ずる必要がある。

※参考資料

「表. 巡視すべき事項」

「表. 警戒態勢をとるべき時期と応急措置の内容」

⑤ 避難の誘導等

○ 市及び地域等は避難誘導を行うとともに、市民等は自主避難を実施する。

市民

• 豪雨等により災害発生の危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見 し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難 するよう心掛ける。

地域

- 自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、避難活動を実施する。
- 市等と協力して、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。

事業者 等 • 企業、放送事業者、防災関係機関等は、徒歩帰宅困難者に対して支援ルート やコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

字校・ 社会福 祉施設 • 学校及び社会福祉施設等の児童・生徒等及び入所者等を集団避難させる必要 があるときは、保護者、教諭、職員等がそれぞれの施設の避難対策を把握し て行動する。

- 県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
- 避難立退きの際は避難誘導を行い、市民等が安全に避難できるように努める。

- 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安 否確認等が行われるように努める。
- 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩 帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

※参考資料 「表. 自主防災組織による避難活動」

「表. 学校、社会福祉施設等における避難対策」

「表. 避難誘導の実施」

「表. 防災気象情報と警戒レベル」

⑥ 避難所の開設、運営

○ 避難所の開設及び運営管理を行う。

市民等

• 避難の必要がある地域の住民等は、速やかに指定された避難所へ避難を行う。

地域•事 業者等

- 自主防災組織等は、市と連携しながら開設された避難所の運営を行う。
- 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配 慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

避難所の開設

- 市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に受入れし、保護するため必要と認められるときは指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図るとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。
- 避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- 避難所を開設する場合はには、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等、受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。
- 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途 絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持す ることの適否を検討する。
- 各地域に福祉避難所を指定する。
- 県及び市は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、

空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消 に努めることを基本とする。

避難所の運営

- 避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル(在宅被災者への対応を含む。)に従って各避難所の適切な運営管理を行う。
- 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。
- 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める
- 避難所の開設が長期化する見通しの場合は、プライバシーの確保や保健・衛生対策等に留意して運営を行う。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い 等男女双方の視点等に配慮し、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避 難所の運営に努める。
- それぞれの避難所に受入れされている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。
- やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

帰宅困難者対策

- 帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。
- 滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への 救助対策、避難所対策を図る。

※参考資料 「表.

「表. 避難所の開設」

「表.避難所運営」

「表. 福祉避難所の指定」

⑦ 行政区域を越えた広域避難等

○ 大規模広域災害時必要に応じて広域避難等を行う。

事業者

• 運送事業者等は、市の要請に応じて、被災者の運送等に協力する。

• 県及び市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、 運送事業者等に被災者の運送等の協力を要請する。

広域避難

• 県及び市は、災害の、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、 行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要で あると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難 収容関係省庁(警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁)又は都 道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

広域一時滞在

行政

- 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 県及び市が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、国が、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、国は、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、県及び市に代わって広域一時滞在のための協議を行う。
- 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2項 緊急活動

第3節 消防対策

招集・出動から救出・救急活動までの消防対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生時に迅速に消防活動を行うことができるよう、災害発生後の各段階における消防対策を整備する。

●各主体の取組みや役割

① 招集・出動計画等

○ 災害発生時は、迅速に招集を行い、消防隊(消防署、消防団)は直ちに出動する。

 \bigcirc

地域

行政

• 招集がかかると、消防団員は直ちに指示された場所に集合し、次の指示があるまでは、その場所から離れてはならない。

• サイレンと防災行政無線によって招集をかける。

• 災害の規模により、出動段階を設定する。なお火災が拡大し、出動部隊では 防御活動が至難と認めた時は、相互応援協定に基づき他市町に応援を要請す る。

第1次出動:消防署、消防団各分団(各管轄範囲)

第2次出動:消防団各分団(市内各応援出動範囲)

第3次出動:隣接市町消防団

② 出火、延焼の防止

○ 市民、地域の自主防災組織、事業者、市、消防機関等が協力し、出火及び延焼の防止に努める。

市民

• 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。

• 自主防災組織は、市と協力して出火等の防止に万全を期する。

• 道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努める。

地域

初期消火の要領

- ・近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。
- ・ 消火班の出動による消火栓等を使用しての初期消火活動や、水利の確認等を行う。
- ・消防隊(消防署、消防団)が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

事業者 等

- 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。
- 事業者、危険物施設等の自衛消防組織等は、市と協力して出火等の防止に万 全を期する。

行政

- 出火等を防止するため、居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等 を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。
- 県及び市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく 県内市町村及び消防組織法第44条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求 める。場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

※参考資料 「表. 出火等の防止のための広報事項」

③ 危険物施設における災害拡大防止措置

○ 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、防止措置を講ずる。

• 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、以下の措置を講ずる。

事業者 等

- 1) 施設の異常を早期に発見するために、点検を実施する。
- 2) 施設の状況により、危険物を安全な場所に移動し、漏洩防止の措置 をし、引火・発火等を防ぐため冷却等の安全措置を講ずる。
- 3) 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときは、市、消防、警察に通報するとともに、付近の住民に避難の周知を図る。
- 4) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

④ 負傷者等の救出及び救急

○ 救出を必要とする者に対して速やかに救出活動を行い、負傷者については医療機関又は応 急救護所へ搬送する。

地域

行政

• 自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力する。

- 被災者の救出は、総務班が担当し、直接の実施は消防団等奉仕労力が消防機 関、県警察及び自衛隊と協力して行う。
- 市は、相互の応援協定に基づき他市町の応援を要請する。

救出活動

- 倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行う。
- 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き 埋め者等の早期発見に努める。
- 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の 協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

救急活動

- 消防機関は、救出した傷病者に対して必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- 道路の損壊により車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

※参考資料 「表.岐阜県防災へリコプターの救急出動基準」

第2項 緊急活動

第4節 水防対策

水防体制を確立するとともに、河川出水・浸水被害の拡大防止対策を講ずる。

〈本編 2-2〉 21

●目指すべき目標

水防体制を確立し、河川出水・浸水被害の拡大防止対策が行われることにより、被害を最小限に留める。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 水防体制の確立
 - 「本巣市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に基づいて、水防組織を確立する。

行政

- 河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織 を「本巣市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に定めた方法により確立する。
- 各河川の水防は消防班において対策をたて、応急の処置をする。

警戒配備:雨に関する注意報発令時(資材等の点検)

巡視配備:警戒水位に達したとき(各分団管轄区域)

非常配備:危険な状態になったとき(本部長指定場所、本部長指定分団) ※消防班は関係班と協議の上、第1次、第2次、第3次出動により動員する。

② 河川出水・浸水被害の拡大防止

○ 市及び地域が協力して、水防情報の受信・伝達や、樋門・ため池等の管理を行う。

地域

- 雨に関する注意報・警報の発令時において、施設管理者は用水取入口等の門扉の開閉を実行する。
- 河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、市域における水害発生の際に情報を収集し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、洪水の発生等の可能性などに注意する。
- 警戒水位に達した各河川の状況等の情報は、消防班が収集し、建設班を経て 本部長へ報告する。
- 警報が発令されたときは、各分団長に電話連絡する。警戒配備時の連絡は、 伝令、防災行政無線により行う。

行政

- 河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合、被害実態に応じた出水 防止措置を講じる。
- 放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者 等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
- 各水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは、他の水防管理者の応援を要請する。
- 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援を行う。

消防団 (水防団)

- 各分団長は警報発令時に電話連絡を受け、指示に従い地域の水防対策に努める。
- 各分団は地域内にある施設の管理状況を把握しておく。

第2項 緊急活動

第5節 大規模土砂災害対策

再度の土砂災害の発生に備え、大規模土砂災害対策を実施する。

●目指すべき目標

大規模土砂災害による被害を防止する。

●各主体の取組みや役割

○ 再度の土砂災害の発生に備え、関係機関と協力しつつ、大規模土砂災害対策を実施する。

行政

• 地滑り、土石流、がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合、再度の土砂災害の 発生に備え、市民の早期の避難を実施し、応急工事等が円滑に実施できるよ う現場での早急かつ適切な判断を行う。そのため、越美山系大規模土砂災害 危機管理連絡調整会議の関係機関と相互に協力しつつ、「大規模土砂災害時に おける地域連携マニュアル」を運用し、情報共有や警戒避難対応等を実施す る。

※参考資料 「表. 大規模土砂災害対策における関係機関との情報共有」 「表. 警戒避難対応」

第2項 緊急活動

第6節 雪害対策

豪雪による被害防止のために、雪害と関連する除雪対策を行う。

●目指すべき目標

除雪対策を行い、豪雪による被害を防止する。

- ●各主体の取組みや役割
 - 豪雪による被害防止のために、除雪対策を行う。

行政

- 豪雪による被害防止のために、雪害と関連する除雪対策を行う。
- その他雪害と関連する予防対策等は、各対策班の任務による。

第2項 緊急活動

第7節 警備対策

市民が避難生活を送っている地域において、治安の確保を図る。

●目指すべき目標

市民が安心して避難生活が送れるように、地域の良好な治安を確保する。

- ●各主体の取組みや役割
 - 市民が避難生活を送っている地域において、治安の確保を図る。

市民

• 避難の際、貴重品等は非常用持ち出し袋などに入れて携帯するとともに、住まいの施錠を行う。

行政

• 市民が長期の避難生活を送ることになった場合に、被災の無人化した住宅街、 商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積における混乱、避難所 内でのトラブルを防止し、市民が安心して生活が送れるように、市は、警察 と協力し、治安の確保を図る。

第2項 緊急活動

第8節 緊急輸送•交通規制対策

市民及び関係機関等の協力により、緊急輸送や交通規制等を行う。

●目指すべき目標

緊急輸送や交通規制等が滞りなく実施されるよう、市民及び関係機関等への周知・徹底・協 力を図る。

●各主体の取組みや役割

- ① 緊急輸送の実施及び緊急輸送手段の確保
 - 市は、事業者等と協力し、緊急輸送を実施する。

事業者 等

• 県トラック協会、市内輸送事業者、農業協同組合等は緊急輸送の手段として、 必要に応じて車両の貸出しを行う。

- 実施責任者である市長の指示により、災害応急対策及び災害救助の実施にお いて必要な要員及び物資の緊急輸送を行う。
- 緊急輸送手段は、自動車及び航空機とする。

行政

- 市長は、輸送手段として車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項 を明示して要請する。
 - 1)輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む)
 - 2) 輸送を必要とする区間
 - 3) 輸送の予定日時
 - 4) その他必要な事項

※参考資料

「表. 緊急輸送の実施責任者」

「表. 緊急輸送の対象」

「表. 緊急輸送手段」

「表. 緊急輸送車両の費用の基準及び支払い」

② 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

○ 緊急輸送道路及び輸送拠点等を確保し、関係機関及び市民等へ周知する。

市民

緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等についての情報を 把握する。

- 緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的 に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路やう回路を選定し確 保する。
- 輸送拠点として定められている施設等の被害状況を速やかに把握する。
- 災害の状況により、予め指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに

代替地を確保する。

• 災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・ 集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び市民等へ報道機関等を通 じて周知する。

※参考資料 「表. 緊急輸送道路(県管理国道、県道及び以下の市道)」

③ 交通規制の実施

○ 道路管理者と警察機関の連携により、交通規制を実施する。

- 道路管理者(市道は建設班)は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努める。
- 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
- 市が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、警察署と相互に緊密な連絡を保ち、規制の対象、区間、期間及び理由を警察署へ、警察署にあっては道路管理者である市へ通知する。ただし、緊急を要する場合は、事後にこれらの事項を通知する。
- 交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に表示する等、 一般交通にできる限り支障のないよう努める。
- 道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則様式第2に定める様式によって表示する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制を行ったことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。
- 規制を行う場合、道路標識には次の事項を明示する。
 - 禁止制限の対象
- 規制する区間
- 規制する期間
- ・規制する理由
- 防災訓練のための交通規制を行う際にも、規制の標識を設置するとともに、 必要に応じ警察官等が現地において指導するよう要請する。
- 規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県、道路情報センター及び報道機関を通じて市民に周知徹底する。
- 交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、 速やかに行うものとする。
- 解除の際は、当該規制区間を管轄する警察署に通知するとともに、県の管理 する道路内においては、県又は道路情報センターに連絡する。

※参考資料 「表. 道路通行規制基準(県管理国道及び県道)」

④ 緊急通行車両の確認等

○ 緊急通行車両の使用について申請を受け、確認手続きを行う。

行政等

- 緊急通行車両を使用する者は、県又は公安委員会に、緊急通行車両確認証明 書を申請する。
- 緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省略化・効率化 を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

※参考資料 「表. 緊急通行車両の確認」

⑤ 発見者の通報と運転者の措置

○ 災害時の危険な状況等について、市民等は警察署に通報するなどの措置を行う。

市民等

- 災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官等に通報する。
- 災害発生時、運転者は、速やかに状況に合わせた措置を講じる。

行政

• 危険箇所等の通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、 市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察署に通報 する。

※参考資料 「表. 災害発生時に運転者のとるべき措置」

⑥ 道路啓開

○ 緊急啓開道路を把握して優先順位を決定し、道路啓開作業を実施する。

- 緊急輸送道路に指定されている道路については、啓開が必要な緊急輸送路線 等の情報収集を行い把握する。
- 他の道路状況についても、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。
- 各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要 度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。
- 予め整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した人員及び 資機材等を活用し、道路啓開を的確・迅速に行う。
- 緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速 やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。
- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときや、県公安委員会からの要請、国からの指示があったときは、次の方法により緊急通行車両の通行を確保する。
 - 1) 車両等の移動命令

道路管理者は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の 命令を行う。(災害対策基本法第76条の6)

2) 指定区間の周知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、広報車、

防災行政無線、市ホームページ等の手段により、指定区間内に周知する。

3) 道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

4) 措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除 去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

※参考資料 「表. 道路啓開作業の実施」

⑦ ヘリコプター離着陸場等の確保

○ ヘリコプターの離着陸の安全を図る。(県防災ヘリコプター・県ドクターヘリ)

行政

• ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所・避難場所を除く)を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

※参考資料 「表. 県防災ヘリコプター緊急離着陸場」

第2項 緊急活動

第9節 医療救護体制の整備

災害発生後及び避難所生活時において、被災者への医療救護活動に努める。

●目指すべき目標

傷病者の状態にあわせた迅速な医療救護が実施されるよう、医療救護体制を整備する。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 緊急医療の実施
 - 災害の種類及び程度に応じて、医療救護活動を行う。

医療 関係者

- 医療関係者は、市から医療救護に関しての応援要請があった場合、できる限り協力する。
- 医療関係者は、災害時における医療施設等の利用について、できる限り協力する。

- 県が策定する地震災害等医療救護計画及び保健活動マニュアルに基づいて、 医療救護活動を行う。
- 救護所を必要に応じて避難所等に設置するとともに医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即した救護活動を行う。

- 災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に応援を要請する。
- 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県 に医療救護について迅速かつ的確な要請を行う。
- 県及び市は、必要に応じて、医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派 遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT) 等の派遣を 要請する。
- 県及び市は、必要に応じて広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、 日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)に区域外の医療施設における広 域的な後方医療活動を要請する。
- 要配慮者(高齢者、乳幼児、傷病者等)に対し、必要に応じて市内の病院、 診療所等に協力を求めるものとする。
- 平常時においてもケアが必要な医療弱者に対しては、災害時には特に重点的 に安全を確保できるよう努める。

※参考資料 「表. 医療救護活動」

② 医薬品・医療用資器材等の調達

○ 医薬品及び医療用資器材等を調達する。

事業者

• 医薬品及び医療用資器材の販売業者等は、備蓄が不足する場合、市に提供する。

行政

- 医薬品及び医療用資器材は、備蓄しているものを優先的に使用する。
- 医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材については、原則として最寄り の販売業者等から調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機 関に応援を要請する。
- 災害の状況等により不足する場合は、県あてに調達の要請をする。

③ 傷病者等の搬送

○ 傷病者等を救護所及び救護病院、災害拠点病院等に迅速に搬送する。

行政等

- 地域の実状に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。
- 傷病者の救護のため受入れを必要とする場合は、災害拠点病院等を中心に受入れすることとするが、困難な場合は、その他の広域後方医療関係機関に協力を求める。
- 県及び市は、必要に応じて予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、 関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、市内の医療 機関から広域搬送拠点までの傷病者等の輸送を実施する。
- 傷病者を迅速かつ的確に広域後方医療関係機関へ搬送するためには、受入れ

先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために 必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する必要がある。

• 人工透析患者や難病患者等の慢性的患者については、関係機関と連携しながら対応する。

※参考資料

「表, 岐阜県内の災害拠点病院一覧」

「表. 傷病者搬送の手順」

「表. 透析患者・在宅難病患者への対応」

④ 医療救護活動状況の把握

○ 医療救護活動の迅速かつ的確な推進と、医療機関等の情報の提供を図る。

行政等

- 避難所での医療ニーズや医療機関・薬局の情報等を県へ伝達し、医療救護活動の迅速かつ的確な推進に努める。
- 広報等を通じて医療機関や医療救護班及び医療救護所等の情報の提供を図る。

⑤ 保健活動とメンタルケア

○ 被災者の心身の健康管理を行う。

市民

• 保健師、栄養士による巡回指導で、健康管理等についてのアドバイスを受ける。

行政等

- 被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に 不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。
- 保健師、栄養士は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- 保健所等の各医療機関は、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第2項 緊急活動

第10節 遺体の捜索、取り扱い及び埋・火葬

警察等と連携し、遺体の捜索、検死及び検案、収容及び埋・火葬を行う。

●目指すべき目標

遺体の取り扱い等については、関係機関が連携し、迅速かつ的確に対応する。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 遺体の捜索

○ 警察等と連携し、遺体の捜索を行う。

行政

- 遺体の捜索は、総務班が消防団を中核として捜索チームを編成し、労務者及 び必要な機械器具を活用して実施する。実施に当たっては、警察と十分連絡 を行う。
- ・ 市内において被災し捜索の実施が困難な場合は、県及び他市町村へ、実施も しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。
- 県及び他市町村へ応援を要請する場合、次の事項を明示する。
 - 1)遺体が埋没していると思われる場所
 - 2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、衣類等
 - 3) 応援を要請する人数又は資機材等

消防団

- 消防団が中核となり捜索チームを編成し、警察等と連携して遺体の捜索を行 う。
- 遺体捜索の実施責任者は、消防団長があたるものとする。

② 遺体の取り扱い

○ 遺体の検視及び検案を行った後、遺体収容所(安置所)に収容する。

- 遺体を発見した場合は、県警察に届出を行う。県警察は、遺体の見分、検視 を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡しを行う。
- ・ 遺体対策の計画及び実施は、市民班が遺体を取扱う場所(仮設)を借り上げ し、医療チームにより行う。市本部において実施できないときは、県支部救 助班に応援出動を求める。
- ・ 警察官による検視及び救護チームによる検案を終えた遺体は、市長が知事に 報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。また、身元が不明な場合、採血 を行っておく。
- 身元が判明している遺体は、遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しく は骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、墓地又は納骨堂に埋収 蔵する等必要な措置をとる。
- 身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措 置をとるものとする。
 - 1)遺体の識別のため、遺体の洗浄、消毒等の処置をとり、必要に応じて 撮影を行う。
 - 2) 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
 - 3) 医師による死因その他についての検査を行う。
- 避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。
- 遺体の取り扱い、収容、埋・火葬の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ、 実施もしくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

※参考資料 「表.遺体収容所(安置所)の設営及び遺体の収容」

行政等

③ 遺体の埋・火葬

○ 身元が判明しない遺体について、必要な場合に埋・火葬を行う。

• 災害の際死亡したもので、身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市長が必要と認めた場合、応急的に行う。

- 遺体は直接土葬もしくは火葬に付するものとし、埋・火葬作業は次の点に留意して医療救護班があたる。
 - 1)事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
 - 2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査 にあたるとともに、埋葬もしくは火葬とする。また、採血も行ってお く。
 - 3)被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取り扱いとする。
- 遺体の収容及び埋・火葬に必要な、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。
- 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

※参考資料 「表.遺体の埋・火葬の方法」

第2項 緊急活動

行政等

第11節 ライフライン施設の応急対策

被害を受けたライフライン施設について、関連事業者等と連携して応急復旧 対策を行う。

●目指すべき目標

関連事業者等と連携し、ライフライン施設の被害状況を把握し、応急復旧対策を実施し、速やかに復旧させる。

●各主体の取組みや役割

- ① 上下水道施設応急復旧体制
 - 予め職員の配備体制を確立し、迅速な水道施設応急復旧対策を行えるよう努める。

事業者

- 市民の生活用水確保のため、被災した水道施設については、水道事業者が送 配水管等の損傷や水源及び機器の損傷等に対して速やかに応急復旧を行う。
- 被災施設の応急処置及び復旧について、予め市と協議をしておく。

• 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、予め職員の配備体制を確立し、迅速な復旧を行えるよう努める。

上水道施設

- 県及び水道事業者と連携を図り、被害状況の把握並びに応急復旧活動の支援 に努める。
- 水道施設が全般的に損傷を受け早期復旧が困難なため、給水が維持できない場合において緊急の必要がある場合は、知事が最寄りの水道事業者に対して 給水の緊急応援を指示する。

行政

下水道施設

- 被害状況を速やかに把握し、施設の応急復旧に努めるため、災害時における 応急措置、復旧及び情報連絡活動等に従事する職員を配備し、応急復旧体制 を確立する。
- 被災施設の応急処置及び復旧について、予め関係業界等と協議をしておき、 必要に応じて要請を行う。
- 大規模災害等の発生の場合、市内の業者が被災していることが考えられるため、近隣市町及び県に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

※参考資料 「表.下水道施設の応急復旧対策」

② 電力施設応急復旧体制

○ 電力会社は、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を迅速かつ的確に行う。

事業者

• 暴風雨、洪水、地震、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合においては、電力会社は、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

行政

道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

③ ガス施設応急復旧体制

○ LPガス事業者は、ガス施設の被害状況把握及び二次災害の防止処置を迅速に行う。

事業者

• LPガス事業者及び県は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

• LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるLPガス設備の安全総 点検を実施する。

行政

• LPガス事業者による応急復旧のための諸活動に対して、必要に応じて支援を図るとともに、市民の苦情、相談等に対して県及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

④ 電気通信設備応急復旧体制

○ 電気通信設備に不測の事態が生じた場合、市は、対応を行い、迅速かつ的確な情報を市民 へ提供する。

行政

• 災害時において電気通信設備への不測の事態が生じた場合、市民からの照会 や西日本電信電話株式会社への情報の収集等に対応し、市民への広報等によ り迅速かつ的確な情報を提供する。

⑤ 危険物等取扱施設の応急対策

○ 危険物等取扱施設が被害を受けた場合は、応急対策に努める。

事業者

• 市内の危険物等取扱施設が被害を受けた場合は、施設の管理者等は市と連携して応急対策に努める。

行政

• 市内の危険物等取扱施設が被害を受けた場合は、直ちに県へ報告するとともに、応急対策に努める。

⑥ 鉄道施設の応急対策

○ 鉄道施設が被害を受けた場合は、応急復旧活動等の支援に努める。

事業者

• 市域における鉄道施設が被害を受けた場合は、鉄道会社は、必要に応じて市に応急復旧活動等の支援を要請する。

行政

• 市域における鉄道施設が被害を受けた場合は、鉄道会社の要請に応じ、応急 復旧活動等の支援に努める。

⑦ 大規模停電対策

○大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や 代替電源の確保を行う。

- 市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線により停電が長期間にわ たることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。
- 市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発 電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量 にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。
- 市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。
- 市及び事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制 を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページや SNS 等に

より提供するものとする。また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国 人に対して十分に配慮するものとする。

- 1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- 2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 3) 停電の復旧の見通し
- 4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- 5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- 6) その他必要な事項
- 市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。
- 市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他 充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設など を開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるも のとする。

第2項 緊急活動

第12節 公共施設の応急対策

社会公共施設や河川砂防及び治山施設等の公共施設の応急対策を行う。

●目指すべき目標

公共施設の応急対策を速やかに行い、市民の安全や生活、社会・経済活動を確保する。

●各主体の取組みや役割

- ① 社会公共施設の応急対策
 - 市は、公共施設等の使用の可否を判断し、必要な場合は早急に補修又は補強を実施する。

事業者

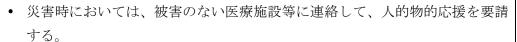
- 医療施設管理者は、患者の生命保護を最重点におき、停電時又は給水不能時 の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を行う。
- 被害のない医療施設等は、被害の大きい医療施設等に人的・物的支援を行う。

行政

- 避難所等の使用の可否を判断し、また、災害対策活動の拠点となる公共施設 に関し、補修又は補強が必要な建物については早急に対応する。
- 事前対策として、各施設管理者が施設の被害情報の収集・伝達体制の整備を 行う。

医療施設

• 患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時 の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導する。



社会福祉施設等

• 被害状況を調査し、施設設置者に対し入居者の安全の確保を求めるとともに、 避難が必要な場合は県等と連携をとりながら受入体制の確立に努める。

※参考資料 「表.公共施設一覧」

② 河川砂防及び治山施設等の応急対策

○ 河川施設、砂防施設、治山施設等について、災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧 工事を実施する。

行政

- 災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産 業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、県や国と 連携して、災害の速やかな復旧を図る。
- 河川施設、砂防施設、治山施設等について、主務大臣に災害の状況を報告し、 災害査定を受けて復旧工事を実施する。
- 特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があると きは、事前工法協議を行い、応急復旧を行う。

※参考資料 「表. 河川砂防及び治山施設等の応急対策」

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報 ① 災害救助法の実施機関 第2節 災害救助法の適用 ② 災害救助法の適用と手続き ③ 災害救助法の実施方法等 ④ 住宅の被害認定 ① 給水 第3節 被災者救援対策 ② 食料供給 ③ 生活必需物資の供給 ① 児童・生徒等の安全確保 第4節 応急教育対策 ② 応急教育の実施 ③ 生徒等に対する援助 ④ 文化財の保護 ① 要配慮者に対する対策 第5節 要配慮者対策 ② 社会福祉施設等に係る対策 ③ 高齢者及び障がい者に係る対策 ④ 児童に係る対策 ⑤ 観光客及び外国人に係る対策 Ⅰ. 清掃 第6節 保健衛生対策 ごみ処理 ② し尿処理 ③ 産業廃棄物処理 ④ 廃棄物処理機能確保及び復旧 ⑤ 応援体制の確保 ⑥ 災害廃棄物処理計画 Ⅱ. 防疫・食品衛生 ① 防疫活動 ② 食品衛生 ③ 環境衛生 Ⅲ. 保健活動・精神保健 ① 保健活動 ② 精神保健 Ⅳ. 愛玩動物等の救護

第7節 ボランティア対策

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

市が保有する媒体を活用して、市民への災害情報の広報を行う。

●目指すべき目標

広報体制を確立し、市民に正確な災害情報が伝達されるようにする。

●各主体の取組みや役割

○ 市が保有する媒体等を活用して広報を実施する。

市民

- 市及び報道機関から提供される情報を受けとり、把握する。
- 情報提供・相談等の総合窓口である「情報センター」が設置された場合、有 効に活用する。

事業者

• 電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯電話、災害用伝言板サービスを提供し、市民の安否確認と電話の輻輳 緩和を図る。

- 県及び市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、災害情報共有システム(Lアラート)、掲示板、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。
- 災害時における広報活動の万全を期するため、広報班に広報担当者を置く。
- 被害状況を勘案し、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。
- 報道機関への広報の要請は、やむを得ない場合を除き、知事から行う。
- 効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談の総合窓口として 「情報センター」の設置に努める。

総合的な情報提供・相談窓口の整備

- 1)情報提供・相談の総合窓口として、数本の専用電話を備えた「情報センター」を設置する。
- 2) センターは各班(課) から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。
- 3)「情報センター」は、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら、24時間対応できるよう努める。
- 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在 を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うも のとする。

- 被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益 への配慮及び個人情報の管理を徹底し、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼ さない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察 等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

※参考資料 「表. 市民に対する広報」

「表. 放送機関に対する放送要請」

第3項 民生安定活動

第2節 災害救助法の適用

災害救助法を適用し、適切な指示及び処理のもと救助活動を行う。

●目指すべき目標

迅速な状況判断により災害救助法を適用し、速やかに救助活動を開始する。

●各主体の取組みや役割

- ① 災害救助法の実施機関
 - 災害救助法に基づき、市と県が連携して救助を実施する。

行政

- 知事より委任されている救助及び災害の事態が急迫して、知事による救助の 実施を待つことができないときは、救助は本部長(市長)が実施し、市本部 がその職務にあたる。
- 災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市 は、その補助機関となる。
- ただし、災害救助法第30条及び岐阜県災害救助法施行細則第14条の規定に より、次に掲げる救助の実施に関する権限は、本部長(市長)に委任されて いるため、災害救助法が適用された場合は、市において実施する。

1)避難所の供与

- 2) 応急仮設住宅入居者の決定
- 3) 炊出しその他による食品の供与
- 4) 飲料水の供給
- 5)被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸付け
- 6) 災害にかかった者の救出
- 7) 住宅の応急修理

8) 学用品の給与

9) 埋葬

10) 遺体の捜索

11) 遺体の処理

12) 障害物の除去

② 災害救助法の適用と手続き

○ 市は、災害救助法の適用及び手続きを行う。

行政

- 被害規模等の適用基準に則って災害救助法を適用し、災害発生から救助の実施に至るまでの事務手続きを行う。
- 関係各班は総務班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

•

• 関係各班は総務班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

※参考資料 「表. 災害救助法の適用」

③ 災害救助法の実施方法等

○ 災害救助法に基づき、災害報告、救助実施状況の報告、救助活動を行う。

行政

- 災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、 義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。
- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の「救助実施状況」を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。
- 救助法の適用を受けた場合には、それぞれの担当班において、適切な指示及 び処理をするよう指導する。

④ 住宅の被害認定

○ 住家の被害認定調査により、被害認定を行う。

行政

- 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」(平成 13 年 6 月 28 日内閣府政策統括官(防災担当)通知)、「浸水等による住宅被害の認定について」(平成 16 年 10 月 28 日内閣府政策統括官(防災担当)通知)による方法により行う。
- 住家の被害認定調査は、基本的に調査員2名(うち1名は建築技術の専門的知識を有する者)で行う。

※参考資料 「表. 住家の滅失等の認定」

第3項 民生安定活動

第3節 被災者救援対策

被災者に対して、水、食料、生活必需物資の確保及び供給を行う。

●目指すべき目標

災害発生後、水、食料、生活必需物資の確保及び供給が速やかに行われるとともに、被災者 に対して供給情報等の提供を徹底する。

- ●各主体の取組みや役割
- 1) 給水
 - 市は、被災者に対して給水を行う。

市民

- 飲用井戸等を使用する市民は、市の指導により、煮沸飲用及び水質検査を実施する。
- 自力で給水を受けることが困難な要配慮者対して、市民ボランティアが支援を行う。

行政

- 応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水班等を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施する。
- 孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が供給されるよう努める。

※参考資料 「表.被災者に対する給水」 「表.給水の方法」

② 食料供給

○ 食料の調達、輸送、被災者への配分を行う。

事業者

- 市へ米穀及び乾パンの提供を行う。
- 市が必要と認めた場合は、その他の食品等についても提供を行う。
- 市による集積地点への食料の輸送が難しい場合、卸売り業者は、市の依頼により適切な場所へ輸送を行う。

主食等の調達

- 市長は、米穀等の主食の配給等を実施する場合は、知事に対し応急配給申請 を行い、指定された場所で現物を調達する。
- 応急配給の申請は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものと し、必要数量及びこれの基礎となる罹災者数、応急対策従事者数等の事項を 連絡する。

- 米穀の調達は市内業者からとする。
- 災害救助法が適用され、米穀が不足する場合は、知事に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出し受領する。
- 市長は交通、通信等の途絶のため知事に応急配給申請ができない場合は、政府が定める所定の手続きにより農林水産省生産局に対し、災害救助用米穀の引き渡し要請を行い、政府が指定する倉庫において米穀を受領する。なお、米穀を受領したときは、速やかに知事に報告する。市は、被害の状況等からその他食品等の調達を必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数

量を決定して、調達を実施する。

• 市内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町村に対し調達を依頼する。

食料の供給

- 供給対象者への食料の供給は、市が予め定めて開設する実施場所(避難所等の適当な場所)において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。
- 炊出し、食料の配分及びその他の食料の供給を実施したとき(県の協力を得て実施した場合も含む)は、実施状況を速やかに知事に報告する。

食料の輸送

- 市が調達した食料の市における集積地までの輸送及び市域内における食料の 移動は市が行う。
- 災害時における交通及び連絡に便利な避難(場)所、公共施設、公園広場等を予め食料の市における集積地として選定し、管理責任者を定め、同時に調達した食料の集配拠点とする。市は、県に対し選定した集積地を報告する。
- 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から市が予め選定した集積地点への輸送が難しい場合、県は市と協議の上、適切な場所を定め、卸売り業者に輸送依頼するか、もしくは市が引き取る。

救援食料の配分方法

- 避難所を開設した場合、市長は速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、炊出し及びその他の食品の配分を行う。
- 孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

応援協力関係

• 市長は、自ら炊出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

※参考資料

「表.食料の供給」

「表. 調達・救援食料の集積場所」

「表. 救援食料の配分方法」

③ 生活必需物資の供給

○ 生活必需物資の調達、輸送、被災者への配分を行う

事業者

• 生活必需物資の調達先として定められている事業者等は、市に生活必需物資 の提供を行う。

行政

災害時において、被災者への生活必需品の給(貸)与の必要があると認めた場合は、被災者や避難所の状況及び医療機関、社会福祉施設の被災状況の情

報を収集し、被災者に対する供(貸)与の必要品目及び必要量の判断をする。

- 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、予め定めておいた 市の生活必需品等の給(貸)与のための備蓄・調達体制のもと、備蓄物資の 放出又は関係業界等からの調達により確保する。
- 状況により、市のみで対応が困難な場合には、隣接市町、県に対し、必要な 物資の供給・調達を要請する。また、市が被災者のニーズの把握や物資の要 請を行うことが困難な場合において、国は、被災者数や引き渡し場所等の可 能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給 を確保し、輸送を行う。
- 孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

※参考資料

「表. 生活必需物資の調達先」

「表.生活必需物資の供給」

「表. 生活必需物資の輸送」

「表.調達物資の集積場所」

第3項 民生安定活動

児童・生徒等の安全確保を最優先とし、災害時、復旧時の対応を行う。また、 文化財の保護についても応急教育対策として実施する。

●目指すべき目標

学校等において策定されている「応急対策計画」を円滑に実施し、児童・生徒等の安全を速 やかに確保する。

●各主体の取組みや役割

- ① 児童・生徒等の安全確保
 - 学校等において「応急対策計画」を実施し、児童・生徒等の安全確保に努める。

学校等

- 学校等は災害時には、児童・生徒等の安全確保を最優先しなければならない。
- 幼稚園や幼児園等や小学校低学年児童、障がい児など災害時に要配慮者となることが予想される児童等に対しては、特段の配慮が必要である。
- 災害時においては、まず児童等の安全を確認する。特に休憩時間や放課後など授業時間以外にあっては、児童・生徒等の掌握が難しいことが予想されるため、教職員は速やかに児童・生徒等のもとへ駆けつけて掌握に努める。
- 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、できるだけ速やかに児童・生徒等を 引き渡すこととする。その際は、児童・生徒等が自分で勝手に下校したり、

また、保護者が学校側のチェックがないまま子どもを連れ帰ること等がないように努める。

• 留守家庭や諸般の事情で児童・生徒等を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校で児童・生徒等を保護する。

行政

• 市教育委員会は、発災時において児童・生徒等の生命身体の安全を確保する ため、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できる よう支援する。

② 応急教育の実施

○ 災害時及び災害復旧時において、応急教育を行う。

- 市からの指導及び支援を受け、応急教育に関する災害時の対応を推進する。
- 特に災害時においては、情報連絡網の混乱が予想されるため、的確な情報連 絡体制の確保に努める。

災害時の対応

学校等

- 1) 授業開始後災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった ときは、各学校長は教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとる。 帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底させ、また、低学年児童に あっては、教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。
- 2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちに防災行政無線放送、その他確実な方法で、各児童・生徒等に徹底させる。
- 市からの指導及び支援を受け、応急教育に関する災害復旧時の対応を推進する。
- 市から情報の収集・伝達について、学校ごとに担当職員を定める。

行政

- 所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時及び災害復旧時の 対応を推進する。
- 特に災害時においては、情報連絡網の混乱が予想されるため、的確な情報連 絡体制の確保に努める。
- 当該教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなど、指導及び支援のため の情報の収集・伝達に万全を期する。
- 県及び市は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学 及び学校給食の確保等、応急の教育に必要な措置を講じる。

※参考資料 「表. 災害復旧時の対応」

③ 生徒等に対する援助

○ 被災した生徒等に対し、就学等のための必要な援助を行う。

事業者 • 市と応援協定を締結した事業者は、被災した生徒等に学用品の給与を行う。

行政 ・ 災害により就学上欠くことのできない学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある小

〈本編 2-2〉 44

中義学校の児童及び生徒や、市長により被災者として確認された児童・生徒等に対し、 学用品の給与等を行う。

- 市は、世帯が被災し、就学が困難となった生徒等に対し、就学のための必要な援助を行う。
- 市教育委員会は、生徒等の転出、転入について、状況に応じ速やかかつ弾力 的な措置をとる。
- 転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、 窓口を設け、問い合わせに対応する。
- 市教育委員会は、被災した児童・生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。
- 県及び市は、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

就学奨励の援助措置

被災による生活困窮家庭の児童・生徒等については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

※参考資料 「表. 学用品の給与等」

④ 文化財の保護

○ 教育委員会は文化財の所有者と協力し、応急措置を迅速に実施する。

• 市域内には、貴重な文化財が点在している。これら文化財が被災した場合には、市教育委員会は所有者と協力し、災害の拡大防止を図るために応急措置を迅速に実施し、本修理を待つこととする。

応急措置

- 1) 1
 - 1)被害が小さいときは、所有者と市教育委員会が連絡をとりあって応急修理を施す。
 - 2)被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。
 - 3)被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図るようにする。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第3項 民生安定活動

第5節 要配慮者対策

高齢者、障がい者、児童、観光客及び外国人等を要配慮者として捉え、それ ぞれに的確な支援を行う。

- ●目指すべき目標
 - 地域等と連携し、要配慮者の安全を確保し、的確にサービスを提供する。
- ●各主体の取組みや役割
- ① 要配慮者に対する対策
 - 要配慮者に対し、的確なサービスの提供等を行う。

地域等

- 民生委員・児童委員、自主防災組織等は市と協力し、避難行動要支援者名簿 等を活用して、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。
- 市と協力して、要配慮者を避難所へ移送する。
- 避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供した多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達、避難支援・安否確認等を実施する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。
- 安否確認の際は、予め作成した在宅の避難行動要支援者名簿等を活用し、民 生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て行う。
- 市民や関係機関等と協力して、要配慮者の救助活動を実施する。

救助活動の実施

- 1) 安全が確認された後に、市民や運送事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送する。
- 2) 必要に応じて社会福祉施設、医療施設等への緊急入所を行う。
- 3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- 4) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の 提供等の福祉サービスを、発災1週間を目処に組織的・継続的に開始 できるようにする。そのため、発災後2~3日目から、すべての避難 所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。
- 災害発生時には、平常時の福祉サービスの利用者に加え、災害を契機に新た に要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経 過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っ ていく。
- 県及び市は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応

急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供について も、十分配慮する。

- 市は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意 の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、 避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努め るものとする。
- 避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、 要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、 福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、 障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に 向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

② 社会福祉施設等に係る対策

○ 社会福祉施設及び入所者に対して支援を行う。

地域等

• ボランティア、自主防災組織、近隣住民等は、社会福祉施設の支援にマンパワーを提供する。

事業書

- ライフライン事業者は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るために、電気、 ガス、水道等の優先復旧を行う。
- 社会福祉施設の管理者は、食料、生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び市に協力を要請する。

• 個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入 れ先を確保し、施設入所者の移送を支援する。

• 援護の必要性の高い被災者を優先し、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

行政

- 市は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。
- 備蓄物質の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。
- ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

③ 高齢者及び障がい者に係る対策

○ 高齢者及び障がい者についての対策を実施する。

- 関係業界、団体、施設等は市と協力し、高齢者及び障がい者が必要とする物資の確保を図る。
- 報道機関は、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきのテレビ放送等を利用し、 被災した高齢者及び障がい者に対して情報等の提供を行う。

• 避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障がい者に係る対策 を実施する。

高齢者及び障がい者に係る対策

- 1)被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- 2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用するとともに、 報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきのテレ ビ放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、食料、 水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報 等の提供を行う。
- 3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者及び障がい者に適した 食事を工夫する。
- 4) 避難所において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- 5) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- 6) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の 確保を図る。

④ 児童に係る対策

行政

○ 要保護児童の発見・把握及び援護を行う。

• 被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見・把握及び援護を行う。

要保護児童の把握等

- 1) 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾 患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等 を通じ、市に通報される体制を確立する。
- 2) 住民基本台帳の犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名 簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児等の要保護児童の実態 を把握し、その情報を親族等に提供する。
- 3) 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- 掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。
- 利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

⑤ 観光客及び外国人に係る対策

○ 観光客の救出活動や、外国人への情報提供等を実施する。

行政 ・ 市及び消防機関は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動に

行政

JUA

- ついて関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に行う。
- 避難所、避難経路等の地理に関連する情報について、観光客にも分かりやすいように情報提供を行う。
- ライフライン等の復旧状況、食料・水・生活必需品の配布、避難所、医療、 ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に外国 語(英語など)で掲載し、外国人への情報提供を行う。
- 外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。
- インターネット、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) など 多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供に努める。

第3項 民生安定活動

第6節 保健衛生対策

避難所等の衛生状態及び被災者の精神保健を良好に保つ。

●目指すべき目標

関連事業者等と連携し、避難所等の衛生状態及び被災者の精神保健を良好に保つことで、二次被害を防止する。

- ●各主体の取組みや役割
- I. 清掃
- ① ごみ処理
 - 災害廃棄物等のごみ処理対策を行う。

事業者

• 行政の依頼により、災害廃棄物(有害物を含む農薬、へい獣等)の処理を行 う。

- 災害廃棄物(生ごみ等)の処理を行う。市で処理できない廃棄物については、 専門業者へ依頼する。
- 市は、被災地における環境保全の必要性を考え、平常作業及び臨時雇い上げ による併用応援体制を確立する。
- ごみ処理にあたり、必要に応じて近隣市町等から人員及び機材の応援を求める。
- 他の市町村の応援を求める場合には、県の指導を受ける。
- 災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努める。
- 市は、発生した災害廃棄物の種類、性状等(土砂、ヘドロ、汚染物等)を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。なお、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環

境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

※参考資料 「表. ごみ処理対策」

② し尿処理

○ 避難所及び被災した建物等のし尿処理対策を行う。

市民等

• 水洗トイレを使用している世帯は、使用水の断水に対処するため、普段より 水のくみ置き等をしておく。

• 水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、民間のリース業者の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じる。

- 集団避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に行う。
- 平常作業からの全面応援及び近隣市町からの応援作業は、収集可能になった 状態から7日間を限度とする。
- 処理場への搬入については、計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

行政

- 被災地における防疫面から、被災し使用不能となった建物内の便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう、人員及び機材の確保を図る。
- 他の市町村の応援を得る場合には、県の指導を受ける。
- 水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、 普段より水のくみ置き等を指導する。

③ 産業廃棄物処理

○ 被災に伴う産業廃棄物は、排出事業者が適正に処理を行う。

重業津

- 事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に 処理を行う。
- 市が設けている最終処分場で処理する場合は、市と十分協議する。

④ 廃棄物処理機能確保及び復旧

○ 廃棄物処理施設等に被害が生じた場合は、応急復旧を図る。

- 廃棄物処理施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置し、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。
- 廃棄物処理施設等に被害が生じた場合は、その状況を把握し、応急復旧を図る。

- 被害状況を勘案し、災害復旧補助金を受ける場合には、その取り扱い要綱に 従い早急に県に報告するなどの処置を講じる。
- 収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理 施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動を行う。

⑤ 応援体制の確保

○ 市域内の処理が不可能な場合は、近隣市町からの応援を得る。

行政

• 災害状況を勘案し、市域内の処理が不可能と思われる場合には、近隣市町からの応援が得られるよう県に要請する。

⑥ 災害廃棄物処理計画

○ 市で策定した災害廃棄物処理計画に基づき、適正に処理を行う。

行政

• 一般廃棄物処理計画の特別計画として策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害によるごみやし尿の迅速かつ適正な処理を行う。

Ⅱ. 防疫・食品衛生

- ① 防疫活動
 - 防疫対策チームを編成し、防疫活動を実施する。

市民

• 避難所ではクレゾールなどによる消毒、手洗を励行し、防疫に万全を期する。

- 本部長(市長)は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずる とともに、県・保健所等の協力を得て防疫活動を実施する。担当は生活環境 班があたる。
- 生活環境班は、防疫実施のため、防疫対策チームを編成する。防疫対策チームの編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて行うが、チームの規模は、概ね次のとおりとする。

班長

1名(市本部生活環境班の衛生担当者をもって充てる。)

班員(事務員)1名(生活環境課内職員をもって充てる。)

作業員

3名(奉仕団の男子団員をもって充てる。)

• 防疫対策チームは、県の協力を得て消毒活動を実施する。

防疫活動の内容

- 1)浸水家屋、下水道、その他不潔場所の消毒を実施する。
- 2) 避難所のトイレ、その他不潔場所の消毒を実施する。
- 3) 井戸の消毒を実施する。
- 4) 状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
- 5) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配布して床、壁の拭浄、手洗設備、トイレの消毒及び野菜等の消毒について、衛生上の指導を行う。

6) 患者等に対する措置

災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは速やかに隔離収容の措置をとるものとする。感染症患者を指定医療機関に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

また、隔離施設へ収容することができない保菌者に対しては、保健 所長と協議し自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重な 指導を行うものとする。

- 本部長(市長)は避難所を開設したときは、防疫に万全を期するものとする。
- 避難者に対しては発病を防ぐため、適宜検病調査を実施する。
- 避難場所及び被災地について、クレゾールなどによる消毒、手洗の励行などについて指導する。

② 食品衛生

○ 食中毒対策を行う。

行政

- 食中毒対策として、市は、炊出しを開始した場合、速やかに保健所へ連絡する。
- 食中毒症状を現す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

③ 環境衛生

○ 環境衛生上の危害の発生防止を図る。

行政

• 災害の状況に応じて必要と認めたときは、県の監視指導の下に環境衛生上の 危害の発生防止を図る。

Ⅲ. 保健活動・精神保健

① 保健活動

○ 保健活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

行政

- 保健活動方針を策定する。
- 市保健班は、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。
- 市は、県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと(地区は状況により 決定)に協働して活動する。

※参考資料 「表. 保健活動チーム編成」

「表. 保健活動チームの活動内容」

② 精神保健

○ 被災者等への精神保健対策とともに、精神保健に関するニーズの把握及び相談支援活動を 行う。

行政

- 保健所との連携により、管内の精神保健に関する在宅ニーズを把握するとと もに、被災者への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。
- 市、県及び保健所は、被災者及び被災救援にあたる職員、ボランティア等に対して、精神保健対策を行う。

※参考資料 「表. 精神保健対策の内容」

Ⅳ. 愛玩動物等の救護

○ 愛玩動物等の保護、適正な飼育体制の確保、特定動物の逸走対策を行う。

団体等

• 獣医師会及び動物愛護ボランティア等は市と協力して、飼い主が不明な動物 や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。

- 逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物 の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。
- 市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- 動物の適正な飼育体制を確保する。
 - 1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置について 市は、各避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設 置に努める。
 - 2) 避難所での愛玩動物の把握について 市内の各避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握 し、飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。
 - 3) 避難所での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行 う。
 - 4)特定動物(猛獣、ハ虫類等の動物)について 同伴での避難所生活は困難であることから、避難所以外の飼育施設に 収容する。
- 特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関と 連携し、必要な措置を講じる。

第3項 民生安定活動

第7節 ボランティア対策

災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、関係機関等と連携してボランティアの受入体制を整備する。

●目指すべき目標

災害時及び災害後も長期間にわたり円滑にボランティアが活動できるように、ボランティア の受入体制を確立する。

●各主体の取組みや役割

○ 関係機関等と連携してボランティアの受入体制を整備するとともに、災害ボランティアの 支援を行う。

市民

災害ボランティアとして活動する。

行政

- ボランティアの受入体制を確立する。
- 市は、災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社本巣市支部並びに各種ボランティア団体との連携を保ちながら、生活支援、医療等の分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。
- 救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体、総合ボランティア部会及び県と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。
- ボランティア団体がボランティアの受付・登録、派遣調整などを行うボラン ティアセンターの設置を行う。

※参考資料 「表. 災害時のボランティア活動」 「表. ボランティアの受入体制」

第3章 災害復旧・復興対策

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第2節 公共施設及び公共事業 等の災害復旧

- ① 災害復旧事業計画の作成
- ② 災害復旧事業の実施

第3節 復興計画

- ① 復興計画の作成
- ② 復興対策・防災対策の実施
- ③ 復興計画マニュアルの作成

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

復興の基本方針を定めるとともに、計画推進のための体制を整備する。

●目指すべき目標

より安全性に配慮した地域づくりを目指し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

●各主体の取組みや役割

○ 復興の基本方針を定めるとともに、計画推進のための体制を整備する。

- 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行でき るよう、横断的な組織として災害復興対策本部を設置する。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、災害 に強いまちづくり等災害復興の基本方向を早急に定める。
- 必要に応じて、国や県に応援を要請する。

- 国及び県は、市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認める ときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって円滑かつ迅速 な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- 県は、市から要請があり、かつ、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して 円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支 障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行う。
- 必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、 必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。
- 県及び市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの

連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

• 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興の あらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の 要配慮者の参画を促進する。

第1項 復旧・復興計画

第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

被災地の復旧にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して速やかに行う。

●目指すべき目標

市民との協働により、健全かつ円滑に復旧できるまちを目指す。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 災害復旧事業計画の作成
 - 市民の意向を尊重しつつ協働して災害復旧事業計画を作成する。

地域

• 災害復旧事業計画の作成に参画する。

事業者

災害復旧事業計画の作成に参画する。

行政

- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速 な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の 解決をも踏まえた計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興 の基本方向を定める。
- 被災地の復旧は、市民の意向を尊重しつつ協働して早急に行う。

② 災害復旧事業の実施

○ 災害復旧事業計画に基づき、公共施設等の復旧を行う。

- 災害により被災した公共施設の災害復旧を迅速に行うため、市は、速やかに 公共施設の災害の実態を調査し、必要な資材の調達等を行う等、必要な職員 の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について措置をとる。
- 各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良等についての事業計画を速やかに樹立するように努める。
- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、 予め定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画

を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

- 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- 地震災害等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- ライフライン、交通輸送施設等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡 調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- 災害復旧に必要な資金需要を早急に把握し、その負担すべき財源を確保する ため起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られ るようにするとともに、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つ なぎ短期融資の確保に努める。

※参考資料 「表. 災害復旧事業計画」

第1項 復旧・復興計画

第3節 復興計画

被災地の復興にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

●目指すべき目標

市民との協働により、総合的かつ計画的な復旧まちづくりを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 復興計画の作成

○ 総合的かつ計画的に復興まちづくりを進めるため、市民等の意見を反映しながら、復興基本方針を定め、復興計画を作成する。

地域

• 復興計画の作成に参画し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに 努める。

事業者

• 復興計画の作成に参画し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに 努める。

- 地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見を反映した復興計画を作成する。
- 計画策定にあたり、市民や事業者等が相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

② 復興対策・防災対策の実施

○ 復興計画に基づき、将来にわたって安全に生活できる防災まちづくりを目指して、市民の 合意形成を図りながら復興対策及び防災対策を実施する。

地域

• 地域の将来像を共有しながら、復興のまちづくり活動を行う。

事業者

• 市民、行政との協働により、復興まちづくりに取組む。

行政

• 市民の合意形成を図りながら、長期的かつ計画的に復興対策・防災対策を実施する。

③ 復興計画マニュアルの作成

○ 被災直後から、迅速かつ的確に復興に取組むため、復興計画マニュアルを作成する。

行政

• 被災直後から、迅速かつ的確に復興に取組むため、復興の手順、都市計画的 手法、復興計画立案の指針となるモデルプラン等を取りまとめたマニュアル を作成する。

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

- ① 生活相談
- ② 被災者への生活再建等の支援
- ③ 租税の減免措置等
- ④ 職業のあっせん
- ⑤ 生活保護制度の活用
- ⑥ 障がい者及び児童に係る対策
- ⑦ 応急仮設住宅の建設
- ⑧ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑨ 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去
- ⑩ 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成

第2節 被災中小企業、農林業 の振興

- ① 被災中小企業の振興
- ② 農林業関係者への融資

第3節 義援金の募集、受付、 配分

- ① 義援金品の募集
- ② 義援物資の受入・配分
- ③ 義援金の受入・配分

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

被災者の生活を確保するため、生活相談、資金援助、職業のあっせん、応急 仮設住宅の建設等を行う。

●月指すべき月標

関係機関と連携し、円滑に被災者の立場にたった生活確保ができるまちを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 生活相談

○ 被災者の生活確保のための相談所を設け、生活相談を行う。

市民

被災した場合、必要に応じ、相談所に相談する。

- 被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図る。
- 生活相談の内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

② 被災者への生活再建等の支援

○ 個人被災者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、被災者生活再建支援法の運用 等を行う。

市民

必要に応じて、災害資金・住宅金等の貸付けや非常即時払い等を申請する。

行政

- 市の条例の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。
- 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理 するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等 を図る。
- 被災者からの生活再建支援金の申請に対して円滑に事務を実施できるよう、 運用取り扱い事項を定める。
- 県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞 金を支給する。

※参考資料

- 「表. 災害弔慰金及び災害障害見舞金」
- 「表. 被災者生活再建支援法の運用」
- 「表. 災害資金・住宅金等の貸付けの種別」
- 「表. 非常即時払い等の種別」

③ 租税の減免措置等

○ 被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、租税の減免措置等を行う。

行政

• 国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、税(遅滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

④ 職業のあっせん

○ 被災者の職業のあっせんを行う。

事業者

被災者の雇用に努める。

行政

- 被災者の職業のあっせんについて、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。
- 県及び各ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

⑤ 生活保護制度の活用

○ 生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、生活保護制度の活用を図る。

行政 • 県及び市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対して、民生委員・

児童委員等と連絡し、把握に努め、必要と判断される場合には、速やかに生 活保護法を適用する。

⑥ 障がい者及び児童に係る対策

○ 一般の要配慮者対策等に加え、障がい者の自立生活支援策や被災による孤児、遺児等の要 保護児童の発見及び保護を行う。

地域

• 避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保 護児童について児童相談センターに通報する。

県及び市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障がい者に対して以下の対策を実施する。

障がい者に係る対策

- 1) 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の 確保、手話通訳者の派遣
- 2) 車椅子、障がい者用携帯便器等障害の状態に応じた機器や物資等の供給
- 3) ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

行政

- 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、 保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談センターに対 し通報がなされるようにする。
- 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探る とともに養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、 市は、保育園又は幼児園に入所させ保育するものとする。

⑦ 応急仮設住宅の建設

○ 災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設する。

地域

• 応急仮設住宅の建設にあたり、住宅の再建が困難な者の実態把握に努める。

事業者

行政

応急仮設住宅の建設に協力する。

• 自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設する。

• 応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ 建設可能な用地を確保する。県及び市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地 等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

• 応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の 設置等に努めるほか、優先的に実施するとともに、できる限り早い段階から 被災者の特性やニーズを把握し、提供機関の終期を待つことなく恒久住宅へ の円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

〈本編 2-3〉 7

※参考資料 「表. 応急仮設住宅設置可能場所」

⑧ 被災建築物の応急危険度判定

○ 建築物の被害を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

市民

被災建築物の応急危険度判定に協力する。

行政

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、 市民の安全の確保を図るため、岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱に 基づき、県が行う建築物の被害の調査や、余震等による二次災害発生の危険 の程度の判定・表示等に協力する。

※参考資料

「岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱」

9 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

○ 被災者の居住の安定を図るため、住宅の応急修理及び住宅の障害物除去を行う。

市民

できる限り、自己の資力で住宅の応急修理及び住宅の障害物除去を行う。

行政

- 自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災 害救助法に基づき、当該住宅の応急修理を行う。
- 自己の資力では、住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難な ため日常生活に著しい障がいを受けている世帯に対する居住の安定を図るた め、災害救助法に基づき、障害物の除去を行う。

⑩ 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成、被災者生活の再建支援

○ 被災者に対して、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成を行う。

事業者 等

行政

• 市と応援協定を締結し、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書 に協力する。

罹災証明書の交付

- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実 施するため、担当者の育成及び他の地方公共団体や民間団体との応援協定の 締結等により、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の 体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明 書を交付する。
- 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影 した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法に より実施する。

被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配 慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の

総合的かつ効率的な実施に努める。またその際、被災者の個人情報の管理を 徹底するよう努める。

被災者生活の再建支援

• 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被 害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏 まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との 違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2項 財政援助等

第2節 被災中小企業、農林業の振興

中小企業、農林業の被害状況を把握し、再建に必要な支援を行う。

●目指すべき目標

被災中小企業、農林業の早急な自立を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 被災中小企業の振興

○ 被災中小企業の自立を支援するため、相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配 布、広報、融資等を行う。

事業者

• 被災した事業者は、市、県及びその他関係機関の支援策を活用し、再建及び 雇用の創出に努める。

行政

- 県、市及びその他関係機関は、被災中小企業者についての被害の状況、再建 に必要な資金需用等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を 講ずる。
- 被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。
- 県、市及びその他関係機関は、災害復旧貸付け等により、運転資金、設備復 旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。
- 県及び市は、あらかじめ関係機関と連携体制を構築するなど、災害発生時に 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

※参考資料 「表.被災中小企業の振興対策」

② 農林業関係者への融資

○ 被災農林業者の自立を支援するため、相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配 布、広報、融資等を行う。

事業者

• 農林業者は、県、市及びその他関係機関の支援策を活用し、復旧及び経営維持安定に努める。

行政

- 県、市及びその他関係機関は、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の 開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。
- 県、市及びその他関係機関は、農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

※参考資料 「表.農林漁業金融公庫による融資」

第2項 財政援助等

第3節 義援金の募集、受付、配分

義援金品の募集、受付、配分を行う。

●目指すべき目標

円滑な義援金品の募集、受付、配分を目指す。

- ●各主体の取組みや役割
- ① 義援金品の募集
 - 必要に応じ、義援物資、義援金の募集を行う。

市民

• 被災地以外の市民は、義援金品の募集情報を受け、できる限り協力する。

地域

• 義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリストの作成に協力する。

事業者

• 被災地以外の事業者は、義援金品の募集情報を受け、できる限り協力する。

行政

- 県、市、日本赤十字社岐阜県支部(義援金のみを取扱う)、県共同募金会等は、 義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常 災害対策本部等並びに報道機関を通じて公表する。
- 県及び市は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、 被災地のニーズについて広報を行う。

※参考資料 「表. 義援金品に関する広報事項」

② 義援物資の受入・配分

○ 県、市等の募集機関は、義援物資の受入及び配分を行う。

- 県、市等の募集機関は、義援物資の受入及び配分を行う。
- 義援物資の配分機関(募集機関)は義援物資受払簿を備え付け、受入から引継及び配分までの状況を記録する。

※参考資料 「表. 義援物資の受入・配分」

③ 義援金の受入・配分

市、県、日本赤十字社岐阜県支部、県共同募金会等の募集機関は、義援金の受入及び配分を行う。

行政

- 県、市、日本赤十字社岐阜県支部、県共同募金会等の募集機関は、義援金の 受入及び配分を行う。
- 義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

※参考資料 「表. 義援金の受入・配分」